

**日本原子力発電株式会社東海第二発電所
発電用原子炉設置変更許可申請書に関する
審査の結果の案のとりまとめ（案）
－特定重大事故等対処施設、
所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに
設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更－**

令和 3 年 1 2 月 1 日
原子力規制委員会

1. 審査結果の取りまとめについて

原子力規制委員会は、令和元年 9 月 2 4 日に日本原子力発電株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき申請された特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置に係る東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和 2 年 1 1 月 1 6 日、令和 3 年 2 月 1 9 日、令和 3 年 1 0 月 1 5 日及び令和 3 年 1 1 月 1 9 日に、同社から当委員会に対し同申請の補正書の提出がなされた。なお、特定重大事故等対処施設の設計方針変更に伴う令和 2 年 1 1 月 1 6 日の補正申請では、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更が申請内容に追加されている。

当委員会は、本件申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙 1 のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

2. 審査結果等の審議について

以下の（1）及び（2）に示す事項について審議し、また、原子炉等規制法に基づく原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取並びに審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う可否について審議する。

（1）特定重大事故等対処施設の設置に係る審査結果について

平成 2 8 年 2 月 3 日の原子力規制委員会の審議を踏まえ、特定重大事故等対処施設の設置に係る審査書案については、令和 3 年 1 1 月 2 4 日の原子力規制委員会臨時会において決定した。

また、同臨時会においては、平成 2 8 年 8 月 2 日の原子力規制委員会で決定した「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について」に従って、セキュリティの観点から非公開とすべき部分を不開示とした上で、添付 1 のとおり審査書案を公開した。

本委員会においては、別紙 1 のうち原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 8 第 2 項において準用する同法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号、第 2 号（経理的基礎に係るもの）及び第 5 号の各要件への適合性について審議する。

- (2) 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更に係る審査結果について

本件申請のうち所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更に対する原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号の各要件への適合性については、添付2の審査書案として取りまとめた。

本委員会においては、別紙1のうち原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第1号から第5号の各要件への適合性について審議する。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

4. 経済産業大臣への意見聴取等

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。なお、東京電力ホールディングス株式会社による日本原子力発電株式会社への資金支援に関しては、平成30年7月31日付け20180704資第24号の回答をもって、電気事業及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を所管する経済産業大臣の見解が示されているが、本回答の内容に変更がないか、意見の中で改めて見解を示すよう求めることとする。

また、当該資金支援に関しては、福島第一原子力発電所の廃炉作業及び柏崎刈羽原子力発電所の安全対策への影響の観点から、経済産業大臣が東京電力を監督・指導する上で支障とならないかについて、平成30年7月31日付け20180704資第24号の回答をもって経済産業大臣の見解が示されているが、本回答の内容に変更がないか、本意見聴取と併せて、別紙4のとおり改めて経済産業大臣の見解を求めることとする。

5. 科学的・技術的意見の募集

- (1) 特定重大事故等対処施設の設置に係る審査結果について

平成28年1月29日の原子力規制委員会の結果のとおり、添付1の審査書案については、科学的・技術的意見の募集は行わない。

- (2) 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更に係る審査結果について

本発電所については、新規基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成30年7月5日から30日間）。今回の申請に係る審査書案の取りまとめにあたっては、

(案の1)：添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

(案の2)：添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

6. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記5.（2）の（案の1）の場合には、添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、本件申請に対する原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく許可処分の可否について判断を行う。

【附属資料一覧】

- 別紙1 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
- 別紙2 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）
- 別紙3 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）
- 別紙4 東京電力ホールディングス株式会社について（意見照会）（案）

参考資料1 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可について（案）（平成30年9月26日原子力規制委員会資料2）のうち下記のもの

[参考資料2] 原子力規制委員会「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について」

[別紙5] 経済産業大臣「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について及び東京電力ホールディングス株式会社について（回答）」

参考資料2 東京電力ホールディングス株式会社に係る経済産業大臣の回答について（平成30年9月26日原子力規制委員会資料3）のうち下記のもの

[添付1] 原子力規制委員会「東京電力ホールディングス株式会社について」

[添付2] 経済産業大臣「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について及び東京電力ホールディングス株式会社について（回答）」

【別紙 1】

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

令和元年9月24日付け総室発第69号（令和2年11月16日付け総室発第78号、令和3年2月19日付け総室発第109号、令和3年10月15日付け総室発第61号及び令和3年11月19日付け総室発第69号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等抛出金法」という。）に基づく抛出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等抛出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更工事に要する資金については、自己資金及び借入金により調達する計画としている。

申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

なお、審査の過程において、当委員会は、本件申請に係る工事に要する資金のうち借入金による調達について、平成30年9月26日付けで発電用原子炉の設置変更を許可した際に確認を行った、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向の範囲に含まれるとの申請者の説明に対し、その旨が確認できる客観的な根拠を示すよう求めた。これに対し、申請者は、東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社への確認結果を示す書面を提出した。これにより、本件申請に係る工事に要する資金のうち、借入金による調達の見込みがあることを確認した。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付1及び添付2のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付1及び添付2のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付1及び添付2のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

6. 法第43条の3の6第1項第5号

本件申請については、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

【参考】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） （昭和 32 年法律第 166 号）

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 発電用原子炉施設の工事計画

七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法

九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。

三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物

質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

- 3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

(変更の許可及び届出等)

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

- 2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

(許可等についての意見等)

第七十一条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合（以下この項において「許可等をする場合」という。）においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

- 一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）
- 二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）
- 三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学大臣

【別紙 2】

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更
許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、令和元年9月24日付け総室発第69号（令和2年11月16日付け総室発第78号、令和3年2月19日付け総室発第109号、令和3年10月15日付け総室発第61号及び令和3年11月19日付け総室発第69号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和元年9月24日付け総室発第69号（令和2年11月16日付け総室発第78号、令和3年2月19日付け総室発第109号、令和3年10月15日付け総室発第61号及び令和3年11月19日付け総室発第69号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更
許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、令和元年9月24日付け総室発第69号（令和2年11月16日付け総室発第78号、令和3年2月19日付け総室発第109号、令和3年10月15日付け総室発第61号及び令和3年11月19日付け総室発第69号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙1のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

なお、審査の過程において、当委員会は、本件申請に係る工事に要する資金のうち借入金による調達について、平成30年9月26日付けで発電用原子炉の設置変更を許可した際に確認を行った、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が資金支援を行う意向の範囲に含まれるとの申請者の説明に対し、その旨が確認できる客観的な根拠を示すよう求めた。これに対し、申請者は、東京電力への確認結果を示すものとして、別紙2の書面を当委員会に提出した。

東京電力が申請者に対し資金支援を行うことについては、電気事業を所管し、及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）を所管する貴職としての見解を、平成30年7月31日付け20180704資第24号をもって回答されているが、本回答の内容に変更がないか意見の中で改めて見解を示されたい。

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和元年 9 月 24 日付け総室発第 69 号（令和 2 年 11 月 16 日付け総室発第 78 号、令和 3 年 2 月 19 日付け総室発第 109 号、令和 3 年 10 月 15 日付け総室発第 61 号及び令和 3 年 11 月 19 日付け総室発第 69 号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき提出された東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3 号発電用原子炉施設の変更）に対する法第 43 条の 3 の 8 第 2 項において準用する法第 43 条の 3 の 6 第 1 項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成 17 年法律第 48 号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成 12 年 3 月 30 日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更工事に要する資金については、自己資金、及び借入金により調達する計画とし

ている。

申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

なお、審査の過程において、当委員会は、本件申請に係る工事に要する資金のうち借入金による調達について、平成30年9月26日付けで発電用原子炉の設置変更を許可した際に確認を行った、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向の範囲に含まれるとの申請者の説明に対し、その旨が確認できる客観的な根拠を示すよう求めた。これに対し、申請者は、東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社への確認結果を示す書面を提出した。これにより、本件申請に係る工事に要する資金のうち、借入金による調達の見込みがあることを確認した。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付1及び添付2のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付1及び添付2のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付1及び添付2のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

6. 法第43条の3の6第1項第5号

本件申請については、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

令和3年3月12日

日本原子力発電株式会社
執行役員経理室長
瀧上 宏明 殿

東京電力ホールディングス株式会社
経営企画ユニット 企画室
朝岡 正

平成30年3月30日付文書に係る確認について（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年3月11日付貴信[]にてご依頼のありました確認の件につきまして、平成30年3月30日付「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に係る資金支援について（回答）」にある「東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事」には、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）が含まれている認識で相違ありません。

なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたします。

敬 具

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

東京電力ホールディングス株式会社について (意見照会)

東京電力ホールディングス株式会社 (以下「東京電力」という。)の柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可 (6号及び7号原子炉施設の変更) に際し、当委員会から意見を求めたところ貴職から、平成29年10月24日付け20171004資第3号をもって、「電気事業を所管し、及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を所管する立場として、東京電力ホールディングス株式会社が貴委員会に提出した書面及び表明した取組方針に関する見解の内容について異論はなく、同社がこれらをしっかりと遵守していくよう、適切に監督・指導していく所存である。」との回答があった。

一方、東京電力は、日本原子力発電株式会社 (以下「日本原電」という。)の東海第二発電所の新規規制基準対応工事に要する資金について、資金支援を行う意向があることを日本原電に対して書面 (別紙1) で表明しており、日本原電は審査会合においてその書面を当委員会に提出した。また、東京電力は、平成30年5月30日の当委員会の臨時会議において、かかる資金支援を行うことが同社の福島第一原子力発電所の廃炉作業及び柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に^{そご}齟齬を来すことはない^と説明した。さらに、東京電力は、上記の資金支援を行う意向の対象に特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備 (3系統目) に係る工事が含まれることを日本原電に対して書面 (別紙2) で確認しており、日本原電は、審査会合においてその書面を当委員会に提出したところである。

東京電力が日本原電に資金支援を行うことに関しては、経済産業大臣が東京電力を監督・指導する上で支障とならないかについて、平成30年7月31日付け20180704資第24号をもって貴職の見解を回答されているが、本回答の内容に変更がないか改めて見解を示されたい。

平成30年3月30日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛 殿

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

東海第二発電所 新規制基準対応工事
資金調達に係る資金支援について (回答)

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年3月14日付貴信「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に関する資金支援について(依頼)」によりご依頼いただいた件につきましては、貴社が所有する東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事の所要資金のうち、貴社の自己資金を超える分について、東京電力エナジーパートナーの受電比率相当分を上限に、今後貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可取得後に資金支援を行う意向があることを表明いたします。

なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたします。また、本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、本件資金支援に関する意向を表明するものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではなく、弊社における最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断することとなる旨、ご了解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

令和3年3月12日

日本原子力発電株式会社
執行役員経理室長
瀧上 宏明 殿

東京電力ホールディングス株式会社
経営企画ユニット 企画室
朝岡 正

平成30年3月30日付文書に係る確認について（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年3月11日付貴信[]にてご依頼のありました確認の件につきまして、平成30年3月30日付「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に係る資金支援について（回答）」にある「東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事」には、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）が含まれている認識で相違ありません。

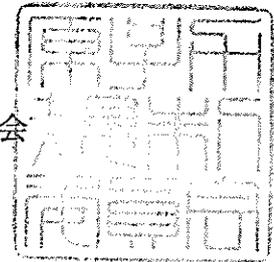
なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたします。

敬 具

原規規発第1807043号
平成30年7月4日

経済産業大臣 殿

原子力規制委員会



日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更
許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成26年5月20日付け総室発第31号（平成29年1月8日付け総室発第60号、平成30年5月31日付け総室発第18号、平成30年6月21日付け総室発第24号及び平成30年6月27日付け総室発第26号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙1のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

なお、本件審査の過程において、当委員会は、申請者が過去の資金調達の際に取引銀行から受電電力会社による債務保証を融資条件とされているなど、本件申請における資金調達の見通しが明らかでなかったことから、申請者に対し、資金調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。申請者は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が申請者に対して資金支援を行う意向があることを示すものとして、別紙2の書面を当委員会に提出した。東京電力が申請者に対し資金支援を行うことについて、電気事業を所管し、及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）を所管する貴職としての見解を、意見の中で示されたい。

(別紙1)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成26年5月20日付け総室発第31号（平成29年11月8日付け総室発第60号、平成30年5月31日付け総室発第18号、平成30年6月21日付け総室発第24号及び平成30年6月27日付け総室発第26号をもって一部補正）をもって、日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る重大事故等対処設備他設置工事に要する資金については、自己資金及び借入金により調達する計画としている。

申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から、工事に要する資金の調達

は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

なお、審査の過程において、当委員会は、過去の借入れにおいては、取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し申請者は、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。これにより、本件申請に係る工事に要する資金のうち、借入金による調達の見込みがあることを確認した。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

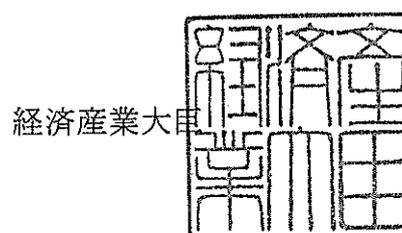
5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

経 済 産 業 省

20180704資第24号
平成30年7月31日

原子力規制委員会 殿



日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置
変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取につい
て及び東京電力ホールディングス株式会社について（回答）

平成30年7月4日付け原規規発第1807043号により意見照会のあつた標記の件については、許可することに異存はない。

経済産業省としては、日本原子力発電株式会社東海第二発電所について、新規規制基準に適合すると認められた場合、平成30年7月3日に閣議決定された「エネルギー基本計画」の方針に従って、再稼働を進め、その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととしており、貴委員会や関係府省とともに、適切に対応していく所存である。

なお、当該意見照会において言及のあつた東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）による日本原子力発電株式会社に対する資金的な協力（以下「資金的協力」という。）を含め、東京電力による個別の経営判断は、賠償や廃炉、安定供給に大きな支障を及ぼすようなおそれがある場合を除いて、取締役会のガバナンスの下、経営陣の責任において行われるべきものである。その上で、東京電力からは、経営判断を行うに当たっては、新々・総合特別事業計画（平成28年5月18日認定）に示された「廃炉や賠償の費

用の捻出に向けて、企業価値を高め、国民負担の抑制と国民還元を実現する」との方針に適合するか否か、またそれにより賠償や廃炉、安定供給に大きな支障を及ぼすおそれがないかを確認しているとの説明を受けている。

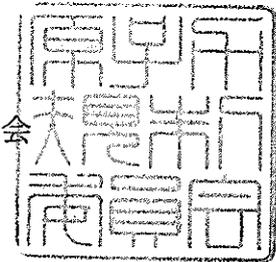
したがって、資金的協力を含め、東京電力の経営判断のあり方は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の趣旨及び新々・総合特別事業計画の内容に照らして問題はないものと考えている。

さらに、平成30年7月4日付け原規規発第1807042号により意見照会のあった標記の件について、経済産業省としては、従来通り、個別の経営判断に左右されることなく、引き続き東京電力を適切に監督・指導していく。

原規規発第1807042号
平成30年7月4日

経済産業大臣 殿

原子力規制委員会



東京電力ホールディングス株式会社について

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）の柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）に際し、当委員会から意見を求めたところ貴職から、平成29年10月24日付け20171004資第3号をもって、「電気事業を所管し、及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を所管する立場として、東京電力ホールディングス株式会社が貴委員会に提出した書面及び表明した取組方針に関する見解の内容について異論はなく、同社がこれらをしっかりと遵守していくよう、適切に監督・指導していく所存である。」との回答があった。

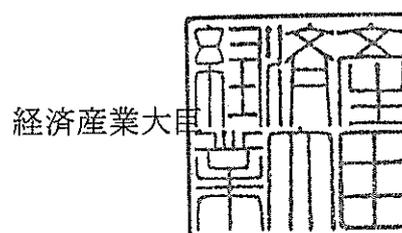
一方、東京電力は、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）の東海第二発電所の新規制基準対応工事に要する資金について、資金支援を行う意向があることを日本原電に対して書面（別紙）で表明しており、日本原電は審査会合においてその書面を当委員会に提出したところである。また、東京電力は、平成30年5月30日の当委員会の臨時会議において、かかる資金支援を行うことが同社の福島第一原子力発電所の廃炉作業及び柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に齟齬を来すことはない^とと説明した。

については、東京電力が日本原電に資金支援を行うことについて、貴職が上記回答のとおり東京電力を監督・指導する上で支障とならないか貴職の見解を示されたい。

経 済 産 業 省

20180704資第24号
平成30年7月31日

原子力規制委員会 殿



日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置
変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取につい
て及び東京電力ホールディングス株式会社について（回答）

平成30年7月4日付け原規規発第1807043号により意見照会のあつた標記の件については、許可することに異存はない。

経済産業省としては、日本原子力発電株式会社東海第二発電所について、新規規制基準に適合すると認められた場合、平成30年7月3日に閣議決定された「エネルギー基本計画」の方針に従って、再稼働を進め、その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととしており、貴委員会や関係府省とともに、適切に対応していく所存である。

なお、当該意見照会において言及のあつた東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）による日本原子力発電株式会社に対する資金的な協力（以下「資金的協力」という。）を含め、東京電力による個別の経営判断は、賠償や廃炉、安定供給に大きな支障を及ぼすようなおそれがある場合を除いて、取締役会のガバナンスの下、経営陣の責任において行われるべきものである。その上で、東京電力からは、経営判断を行うに当たっては、新々・総合特別事業計画（平成28年5月18日認定）に示された「廃炉や賠償の費

用の捻出に向けて、企業価値を高め、国民負担の抑制と国民還元を実現する」との方針に適合するか否か、またそれにより賠償や廃炉、安定供給に大きな支障を及ぼすおそれがないかを確認しているとの説明を受けている。

したがって、資金的協力を含め、東京電力の経営判断のあり方は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の趣旨及び新々・総合特別事業計画の内容に照らして問題はないものと考えている。

さらに、平成30年7月4日付け原規規発第1807042号により意見照会のあった標記の件について、経済産業省としては、従来通り、個別の経営判断に左右されることなく、引き続き東京電力を適切に監督・指導していく。

(案)

日本原子力発電株式会社
東海第二発電所の
発電用原子炉設置変更許可申請書
(発電用原子炉施設の変更のうち、
特定重大事故等対処施設の設置)
に 関 す る 審 査 書
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術的
能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容	4
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	4
IV	特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力	10
IV-1	特定重大事故等対処施設に対する要求事項	10
IV-1.1	特定重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）	11
IV-1.2	地震による損傷の防止（第39条関係）	14
IV-1.3	津波による損傷の防止（第40条関係）	25
IV-1.4	火災による損傷の防止（第41条関係）	27
IV-1.5	共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）	34
IV-1.6	特定重大事故等対処施設（第42条関係）	37
IV-1.6.1	特定重大事故等対処施設の設置（第42条第1号関係）	37
IV-1.6.2	特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）	44
IV-1.6.3	外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計（第42条第3号関係）	60
IV-1.7	その他	61
IV-2	特定重大事故等対処に係る技術的能力	61
IV-2.1	特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	62
IV-2.2	特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係）	68
IV-3	原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認	92
V	審査結果	117
	略語等	118

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項に基づいて、日本原子力発電株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）」（令和元年9月24日申請、令和2年11月16日、令和3年2月19日、令和3年10月15日及び令和3年11月19日一部補正）（以下「本申請」という。）のうち、特定重大事故等対処施設の設置に係る事項の内容が、同条第2項の規定により準用する以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係るもの、
- (2) 同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。）、及び、
- (3) 同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）

なお、本申請のうち、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更並びに所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る事項に関する審査結果（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、同項第3号及び同項第4号）は別途取りまとめる。

さらに、本申請の内容が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）、同項第2号の規定のうち経理的基礎に係るもの及び同項第5号の規定（同法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）に適合しているかどうかについての審査結果も、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。)
- (2) 同条同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。)
- (3) 同条同項第4号の規定に関する審査においては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「設置許可基準規則解釈」という。)

同条同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則解釈において規定される、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「火災防護基準」という。)に適合しているかどうかについても確認した。

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 原子力発電所の火山影響評価ガイド(原規技発第13061910号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (2) 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第13061911号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (3) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(原規技発第13061912号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (4) 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(原規技発第13061913号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (5) 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(原規技発第13061914号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (6) 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061915号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))

- (7) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド（原規技発第 13061918 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））
- (8) 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（原管地発第 1306191 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「地質ガイド」という。）
- (9) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第 1306192 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））
- (10) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（原管地発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「津波ガイド」という。）
- (11) 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（原管地発第 1306194 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「地盤ガイド」という。）
- (12) 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド（原規技発第 1409177 号（平成 26 年 9 月 17 日原子力規制委員会決定）。以下「審査ガイド」という。）
- (13) 実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価等に関する審査ガイド（原規技発第 1409178 号（平成 26 年 9 月 17 日原子力規制委員会決定）。以下「評価ガイド」という。）
- (14) 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機の特性等（原規技発第 1409181 号（平成 26 年 9 月 18 日原子力規制委員会決定）。以下「非公開ガイド」という。）

3. 本審査書の構成

「Ⅱ 変更の内容」には、本申請における変更内容を示した。

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ-1 特定重大事故等対処施設に対する要求事項」には、設置許可基準規則のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。また、当該施設が、常設の重大事故等対処施設であり、かつ原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものであることから、設置許可基準規則のうち原子炉格納容器破損防止対

策に係る常設重大事故等対処設備に関する規制要求を踏まえ、設置許可基準規則第42条に基づき設置する設備等に関して審査した。

「IV-2 特定重大事故等対処に係る技術的能力」には、重大事故等防止技術的能力基準のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。また、当該施設が、常設の重大事故等対処施設であり、かつ原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものであることから、重大事故等防止技術的能力基準の規定のうち原子炉格納容器破損防止対策に係る常設重大事故等対処設備に関する規制要求を踏まえ、体制の妥当性に関して審査した。

「IV-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認」には、特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性に関する審査内容を示した。

「V 審査結果」には、規制委員会としての結論を示した。

なお、本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じて、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、本申請において、東海第二発電所（以下「本発電所」という。）の敷地内に特定重大事故等対処施設を設置するとしている。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

このうち、本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力についての審査結果を記載する。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、「IV-2 特定重大事故等対処に係る技術的能力」で記載する。

規制委員会は、申請者の技術的能力を技術的能力指針に沿って審査した。具体的

には、本申請が既に運転実績を有する発電用原子炉に関するものであることに鑑み、技術的能力指針の項目を以下のとおり整理して審査を行った。

1. 組織
2. 技術者の確保
3. 経験
4. 品質保証活動体制
5. 技術者に対する教育・訓練
6. 発電用原子炉主任技術者等の選任・配置

規制委員会は、これらの項目について、本申請の内容を確認した結果、以下のとおり技術的能力指針に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 組織

技術的能力指針は、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守を実施するために、役割分担が明確化された組織を構築すること又は構築する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 設計及び工事並びに運転及び保守の業務は、東海第二発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で定めた業務所掌に基づき実施する。
- (2) 設計及び工事の業務は、本店の発電管理室及び開発計画室（以下「原子力関連部門」という。）において実施する。なお、設計及び工事の業務のうち、現地における管理は本発電所の担当グループにおいて実施する。
- (3) 運転及び保守の業務は、本店の発電管理室及び本発電所の担当グループにおいて実施する。重大事故等の非常事態に際しては、本発電所に設置する原子力防災組織（特定重大事故等対処施設を操作する要員（以下「特重施設要員」という。）を含む。）により、運転及び保守の業務を実施する。また、これらの組織は、本店に設置する原子力防災組織とも連携する。
- (4) 特定重大事故等対処施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務については、当該情報の取扱者を限定し、情報漏えいの防止策を行うとともに、秘密情報を管理・保持する。
- (5) 保安規定等の法令上の手続を要するものについては、本店の原子炉施設保安委員会において審議し、本発電所で使用する手順については、本発電所の原子炉施設保安運営委員会において審議する。

規制委員会は、設計及び工事並びに運転及び保守の業務を実施する原子力関連部門及び本発電所の担当グループ並びに原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会については、本店と本発電所の役割分担を明確化するとしており、更に重大事故等の非常事態に対応するための組織として、原子力防災組織を設置し対応するとしていること、特定重大事故等対処施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務については、当該情報の取扱者を限定し、情報漏えいの防止策を行うとともに、秘密情報を管理・保持することなど、申請者の組織の構築については適切なものであることを確認した。

2. 技術者の確保

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守を行うための専門知識、技術及び技能を有する技術者を確保すること又は確保する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 原子力関連部門及び本発電所においては、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な技術者の人数を確保するとともに、原子炉主任技術者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者等の資格を有する技術者を確保する。
- (2) 設計及び工事に必要な技術者は、業務の各工程において必要な人数を配置する。また、運転及び保守に必要な技術者及び有資格者である技術者についても、業務を実施するために必要な人数を配置する。
- (3) さらに、必要な技術者については、採用、教育及び訓練を行うことにより、今後とも継続的に確保する方針とする。

規制委員会は、原子力関連部門及び本発電所における、技術者数の推移、採用実績、教育実績及び訓練実績により、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な技術者及び有資格者である技術者を確保していること、及び、今後とも計画的かつ継続的に採用、教育及び訓練を実施するとしていることなど、申請者における技術者の確保については適切なものであることを確認した。

3. 経験

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な経験として、本申請と同等又は類似の施設の経験を十分に有していること又は経験を蓄積する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 本発電所 1 基、東海発電所 1 基及び敦賀発電所 2 基の建設及び改造を通じた設計及び工事の経験に加えて、約 55 年にわたる運転及び保守の経験を有する。
- (2) また、アクシデントマネジメント対策として再循環ポンプトリップ、代替制御棒挿入等を可能とするための設備改造を実施した経験を有していることに加えて、平成 23 年 3 月 30 日付け平成 23・03・28 原第 7 号による経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策である高圧電源車、消防ポンプ等の配備を通じた設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有する。
- (3) さらに、国内外の関連施設への技術者の派遣、トラブル対応に関する情報の収集及び活用並びに重大事故等の対策の実施により、設計及び工事並びに運転及び保守の経験を蓄積する。

規制委員会は、上記の緊急安全対策も含めたこれまでの設計及び工事並びに運転及び保守の経験に加えて、国内外の関連施設への技術者派遣実績並びにトラブル対応情報の収集及び活用の実績があること、また、今後ともこれらを適切に継続する方針であることなど、申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なものであることを確認した。

4. 品質保証活動体制

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守を遂行するために必要な品質保証活動を行う体制を構築すること又は構築する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

(1) 社内の体制

- ① 品質保証活動の実施に当たっては、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上することを目的として、安全文化を醸成するための活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年 1 月 23 日原子力規制委員会規則第 2 号）」（以下「品管規則」という。）に基づき確立し、これに基づき品質保証活動を実施するための基本的実施事項を、品質マニュアルとして「品質保証規程」に定める。
- ② 本店の各業務を主管する実施部門及び本発電所並びに監査部門である本店の考査・品質監査室においては、品質マニュアルに基づき、手順及び記録に関する文書体系を定める。

- ③ 社長は、品質マニュアルに基づく方針を定め、原子力安全の重要性を組織内に周知する。また、実施部門の管理責任者である安全室を担当する取締役の下、本店の各業務を主管する組織の長及び発電所長は、同方針に基づき各部門における品質保証活動に関する計画を策定、実施、評価及び改善する。
 - ④ 監査部門の管理責任者である考査・品質監査室長は、実施部門とは独立した立場で監査を実施する。
 - ⑤ 社長は、管理責任者から品質保証活動に関する報告を受け、その実施状況を踏まえた改善の必要性についてマネジメントレビューを行う。
 - ⑥ さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持あるいは向上させるために、実施部門に共通する活動については本店の品質保証委員会において審議し、また、本発電所において実施する活動は本発電所の品質保証運営委員会において審議し、それぞれの審議結果を業務へ反映する。
- (2) 設計及び工事並びに運転及び保守に関する品質保証活動
- ① 設計及び工事は、各業務を主管する組織の長が、品質マニュアルに従い、その重要度に応じて実施する。調達する場合には、供給者に対して要求事項を明確にするとともに、重要度に応じて管理を行い、試験及び検査等により調達する製品等が要求事項を満足していることを確認する。
 - ② 運転及び保守は、各業務を主管する組織の長が、品質マニュアルに従って、個々の業務を計画し、実施する。調達する場合には、設計及び工事と同様に管理、確認する。
 - ③ 設計及び工事並びに運転及び保守において不適合が発生した場合、各業務を主管する組織の長は、不適合を除去し、原因を特定した上で是正処置を実施する。調達においては、これらを供給者にも行わせ、各業務を主管する組織の長が確認する。
 - ④ 特定重大事故等対処施設の設計及び工事並びに運転及び保守の品質保証活動については、当該活動に関する情報の取扱者を限定し、情報漏えいの防止策を行い、秘密情報等として管理・保持する。

規制委員会は、設計及び工事並びに運転及び保守の業務における品質保証活動については、品管規則に基づいて品質マニュアルを定めた上で、その品質マニュアル等の下で調達管理を含めた品質保証活動に関する計画、実施、評価、改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築していることなど、申請者の品質保証活動体制の構築については適切なものであることを確認した。

5. 技術者に対する教育・訓練

技術的能力指針は、技術者に対して、専門知識、技術及び技能を維持及び向上させるための教育及び訓練を行う方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 新たに配属された技術者に対しては、原子力発電の基礎知識の習得を図るため、教育及び訓練を実施する。
- (2) 設計及び工事並びに運転及び保守に従事する技術者に対しては、専門知識、技術及び技能の習得を図るため、東海総合研修センター及び教賀総合研修センターに加え、株式会社BWR運転訓練センター等の国内の原子力関係機関において能力に応じた机上教育及び実技訓練を実施する。
- (3) 教育・訓練は、専門知識、技術及び技能の習得状況に応じて対象者、内容及び時間等に関する実施計画を策定し実施する。
- (4) 原子炉建屋（原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟）への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより想定される重大事故等（以下「特定重大事故等」という。）（※¹）に対応する技術者（特重施設要員を含む。）、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じて必要な教育及び訓練を実施する。

規制委員会は、技術者に対しては専門知識、技術及び技能を維持及び向上させるため、教育訓練基準を策定した上で必要な教育及び訓練を実施すること、さらに、事務系職員及び協力会社社員に対しても、特定重大事故等における役割に応じて、教育及び訓練を実施することなど、申請者の技術者等に対する教育及び訓練の方針は適切なものであることを確認した。

6. 原子炉主任技術者等の選任・配置

技術的能力指針は、発電用原子炉主任技術者及び運転責任者をその職務が適切に遂行できるよう配置していること又は配置する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者の免状を有し、実務経験を有する者から、発電用原子炉ごとに選任する。
- (2) 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うこととし、発電用原子炉施設の運転に関して必要な指示ができるよう、職務の独立性を確保するために管理職の中から社長が選任し配置する。

（※¹） IV-3の1. 1（1）にて想定している状態。

(3) 発電用原子炉主任技術者の代行者は、発電用原子炉主任技術者の要件を有する管理職の中から選任する。

(4) 運転責任者は、規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、当直の責任者である発電長の職位として配置する。

規制委員会は、発電用原子炉主任技術者については、必要な要件を踏まえた上で選任し、独立性を確保した職位として配置すること、運転責任者については、基準に適合した者の中から選任し、発電長の職位として配置することなど、申請者の有資格者等の選任及び配置の方針については適切なものであることを確認した。

IV 特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力

本章においては、申請者の計画が、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定に適合しているか否かを審査した。審査内容は以下のとおり。

IV-1 特定重大事故等対処施設に対する要求事項

規制委員会は、特定重大事故等対処施設に対し、以下の項目について審査を行った。

- IV-1. 1 特定重大事故等対処施設の地盤
- IV-1. 2 地震による損傷の防止
- IV-1. 3 津波による損傷の防止
- IV-1. 4 火災による損傷の防止
- IV-1. 5 共通設計方針
- IV-1. 6 特定重大事故等対処施設
- IV-1. 7 その他

規制委員会は、これらの項目について、本申請の内容を確認した結果、以下のとおり設置許可基準規則に適合するものと判断した。

申請者は、特定重大事故等対処施設を、第38条第1項第4号、第39条第1項第4号及び第40条の要求事項を満たす施設（以下「特定重大事故等対処施設（一の施設）」という。）及びその機能を維持するために必要な間接支持構造物、並びに一の施設以外の特定重大事故等対処施設及びその機能を維持するために必要な間接支持構造物等により構成する設計としている。

このため、第38条第1項第4号、第39条第1項第4号及び第40条に関する審査内容であるIV-1. 1、IV-1. 2、IV-1. 3に、特定重大事故等対処施設（一の施設）及びその機能を維持するために必要な間接支持構造物に係る申請内容及び審査結果を示す。また、一の施設以外の特定重大事故等対処施設及びその機能を維持するために必要な間接支持構造物等の地盤、地震による損傷の防止及び津波による損傷の防止に係る申請内容及び審査結果をIV-1. 6. 1に示す。

IV-1. 1 特定重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）

第38条は、特定重大事故等対処施設について、第4条第2項の規定により算定する地震力が作用した場合及び基準地震動による地震力が作用した場合においても十分に支持することができる地盤に設けなければならないことを要求している。

また、特定重大事故等対処施設は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤にもうけなければならないこと、及び変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならないことを要求している。

申請者は、既許可申請に加え、特定重大事故等対処施設（一の施設）として新たに設置する

（以下「評価対象施設」という。）を対象に評価を行っている。

規制委員会は、評価対象施設を対象に評価を行うことは妥当であると判断し、以下の項目について審査を行った。

1. 地盤の変位
2. 地盤の支持
3. 地盤の変形

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 地盤の変位

第38条において準じて適用する設置許可基準規則解釈別記1（以下「解釈別記1」という。）は、特定重大事故等対処施設を「将来活動する可能性のある断層等」の露頭がないことを確認した地盤に設置することを要求している。

申請者は、既許可申請での評価を踏まえ、評価対象施設を設置する地盤の変位について、評価対象施設の設置位置及びその付近で実施したボーリング調査及び火山灰分析に基づく検討結果から、評価結果を以下のとおりとしている。

- (1) ボーリング調査の結果、評価対象施設を設置する地盤について、新第三紀鮮新世～第四紀前期更新世の久米層中には癒着して固結した面構造が認められるが、連続しておらず、粘土状破砕部を伴う断層は認められないことを確認した。
- (2) ボーリング調査及び火山灰分析の結果、評価対象施設を設置する地盤について、既許可申請で確認した久米層中の鍵層のうち、5層について概ね水平に連続して分布していることを確認した。
- (3) 以上のことから、評価対象施設を設置する地盤には、断層を示唆する系統的又は連続した構造や累積的な変位・変形は認められず、「将来活動する可能性のある断層等」は認められないと評価した。

規制委員会は、評価対象施設を設置する地盤の変位について、地質ガイドを参照して審査を行い、以下のことから、解釈別記1の規定に適合していることを確認した。

- ・申請者が実施した調査及び評価手法が適切であること
- ・評価の結果、評価対象施設を設置する地盤には、「将来活動する可能性のある断層等」が認められないこと

2. 地盤の支持

第38条において準じて適用する解釈別記1は、特定重大事故等対処施設について、耐震重要度分類のSクラスに適用する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設けなければならないこと、さらに、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認することを要求している。

申請者は、評価対象施設の基礎地盤の支持に係る評価の内容を以下のとおりとしている。

- (1) 評価対象施設は、直接又は所定の強度を有する人工岩盤や地盤改良体を介して、耐震重要度分類のSクラスに適用する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。
- (2) 評価対象施設のうち、最大重量となる[]及び支持岩盤の上面が傾斜し地盤改良体を介して設置する[]を代表して評価する施設（以下「代表評価施設」という。以下この項において同じ。）とし

て抽出し、基礎地盤の支持力、基礎地盤のすべり及び基礎底面の傾斜に対する安全性を評価した。

- (3) 基準地震動による地震力を作用させた動的解析は、代表評価施設周辺の地形、地質、支持岩盤上面の傾斜等を考慮し、については直交する2断面、については支持岩盤上面の傾斜方向に沿った1断面を対象に二次元有限要素法により行った。
- (4) 動的解析に用いる地盤パラメータについては、評価対象施設設置位置及びその付近において実施したボーリング調査の結果、物性値が既許可申請と同等であると確認したことから、既許可申請で使用した解析用物性値を採用した。人工岩盤については、設計用一軸圧縮強さに基づき、また、地盤改良体については、設計用一軸圧縮強さ、各種試験等に基づき、物性値を設定した。解析に当たっては、地下水位は地表面に設定し、せん断強度のばらつき及び入力する地震動の位相の反転についても考慮した。また、設計方針を踏まえた基礎地盤のすべり評価として、基礎底面以深の基礎岩盤を通る仮想すべり面を対象とした安定性を評価した。
- (5) 動的解析の結果から得られた代表評価施設の基礎底面における地震時最大接地圧及び評価基準値として算定した極限支持力度は以下のとおりであり、いずれの施設も最大接地圧は基礎地盤の極限支持力度を下回る。
- ・ 最大接地圧：0.82N/mm² (最小極限支持力度 6.1N/mm²)
 - ・ 最大接地圧：1.06N/mm² (最小極限支持力度 4.0N/mm²)
- (久米層))
- (6) 動的解析の結果から得られた代表評価施設の基礎地盤の最小すべり安全率は、評価基準値の1.5を上回る。
- (7) 動的解析の結果から得られた代表評価施設の基礎底面の最大傾斜は、評価基準値の目安である1/2,000を下回る。

規制委員会は、評価対象施設を設置する地盤の支持について、地盤ガイドを参照して審査を行い、以下のことから、解釈別記1の規定に適合していることを確認した。

- ・ 評価対象施設について、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置することとしていること
- ・ 申請者が実施した動的解析の手法、地盤パラメータの設定方法等が適切であり、基準地震動を用いた評価を行った結果、評価基準値又は評価基準値の目安を満足していること

3. 地盤の変形

第38条において準じて適用する解釈別記1は、特定重大事故等対処施設について、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状が生じた場合においてもその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならないことを要求している。

申請者は、評価対象施設の支持地盤に係る設計方針、地殻変動による傾斜に関する評価を以下のとおりとしている。

- (1) 評価対象施設は、地盤変状が生じた場合においても、その重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。
- (2) 地震発生に伴う地殻変動によって生じる評価対象施設の支持地盤の傾斜については、敷地内及び敷地近傍に震源として考慮する活断層が分布していないことを確認していることから、敷地において、地殻の広域的な変形による著しい地盤の傾斜が生じることはないが、基準地震動として検討した震源モデル及び基準津波として検討した波源モデルによる地盤の傾斜について評価した。施設の規模等を考慮して、評価対象施設のうち、を代表して評価する施設として抽出し、それぞれのモデルの断層活動に伴い生じる地盤の傾斜について、Okada(1992)の手法により評価した結果、1/2,000を下回る。また、それぞれのモデルに対応する基準地震動による傾斜との重畳を考慮した場合においても、1/2,000を下回る。

規制委員会は、評価対象施設を設置する地盤の変形について、地盤ガイドを参照して審査を行い、以下のことから、解釈別記1の規定に適合していることを確認した。

- ・評価対象施設は、地盤変状が生じた場合においても、その重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計としていること
- ・地殻変動による傾斜に関する評価が適切であり、評価基準値の目安を満足していること

IV-1. 2 地震による損傷の防止（第39条関係）

第39条は、特定重大事故等対処施設について、第4条第2項の規定に基づき算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力及び第4条第3項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して、特定重大

事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とすることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 耐震設計方針
2. 周辺斜面の安定性

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

なお、申請者は、本申請において、基準地震動に変更はないとしている。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 耐震設計方針

第39条は、同条第1項第4号の適用に当たって、設置許可基準規則解釈別記2（以下「解釈別記2」という。）に準ずることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- (1) 機能維持等の方針
- (2) 地震応答解析による地震力
- (3) 荷重の組合せと許容限界の設定方針
- (4) 波及的影響に係る設計方針

各項目についての審査内容は以下のとおり。

(1) 機能維持等の方針

第39条は、特定重大事故等対処施設に対して、以下の機能維持等の方針とすることを要求している。

- ① 弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えること及び基準地震動による地震力に対して特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- ② 設計基準における措置とは性質の異なる対策（多様性）を講じること等によって、基準地震動を一定程度超える地震動に対して頑健性を高めること。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設（一の施設）に適用する地震力に対して特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものとするなどから、機能維持等の方針が第39条に適合していることを確認した。

（２）地震応答解析による地震力

解釈別記2は、基準地震動による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定することを要求している。

申請者は、以下のとおり、地震応答解析による地震力を算定する方針としている

対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、地震応答解析手法を選定するとともに、十分な調査に基づく解析条件を設定する。

地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。さらに保守的な配慮として地盤を強制的に液状化させることを仮定した影響を考慮する場合には、原地盤よりも十分に小さい液状化強度特性（敷地に存在しない豊浦標準砂に基づく液状化強度特性）を設定する。

また、特定重大事故等対処施設（一の施設）の機能を維持するために必要な間接支持構造物については、必要に応じて、「IV—1.1 特定重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）」の「2. 地盤の支持」で示した物性値を確保した地盤改良体を設置すること等で十分な支持性能を確保することにより、必要な機能を損なわないよう設計する。

規制委員会は、申請者が、適切に地震応答解析による地震力を算定する方針としていることから、この方針が解釈別記2の規定に適合していることを確認した。

（３）荷重の組合せと許容限界の設定方針

第39条において準じて適用する解釈別記2は、特定重大事故等対処施設の建物・構築物及び機器・配管系について、荷重の組合せと許容限界の考え方に対し、以下を満たすことを要求している。

① 建物・構築物

- a. 常時作用している荷重及び通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対する評価において、構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること。
- b. 常時作用している荷重及び通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時に作用する荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類Sクラスに適用される静的地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、当該許容限界を超えないこと。

② 機器・配管系

- a. 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等時に生じる荷重（※³）と、基準地震動による地震力とを組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持すること。その評価においては組合せ荷重によって塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、塑性ひずみの量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。
また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持すること。例えば、実証試験等によって確認されている機能維持加速度等を許容限界とすること。
- b. 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時に生じる荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力とを組み合わせた荷重条件に対して、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまること。

上記①及び②それぞれの a. 及び b. において、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重については、次の荷重を考慮すること。

- i) 地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重

(※³) それぞれの荷重には常時作用している荷重を含む。

- ii) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動又は弾性設計用地震動の超過確率を踏まえて考慮すべき事象によって作用する荷重

申請者は、特定重大事故等は、人為的な事象であり地震との確率論的な組合せの議論は困難であり、また、特定重大事故等が発生した場合においても、特定重大事故等対処施設によって、原子炉格納容器内の圧力を早期に低減するとともに、原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するためにフィルタベント以外の手段によって原子炉格納容器を除熱し、速やかに原子炉格納容器内の圧力を大気圧近傍まで下げる計画であることから、特定重大事故等対処施設（一の施設）に対して特定重大事故等時に生じる荷重と基準地震動又は弾性設計用地震動に相当する地震力との組合せについては考慮しないとしている。

一方で、申請者は、特定重大事故等以外の重大事故等が発生した場合は、特定重大事故等対処施設（一の施設）に対して重大事故等対処施設と同様に、事故時に生じる長期荷重と地震力との組合せを考慮するとしている。

以上を踏まえて、次のとおり、建物・構築物及び機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界を設定する方針としている。

① 建物・構築物

- a. 特定重大事故等対処施設（一の施設）が待機状態において作用する荷重と地震力の組合せ及び許容限界

- i) 基準地震動による地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界

基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重）、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等（特定重大事故等を除く。）時に作用する荷重及び設計用自然条件（積雪、風荷重等）とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設（一の施設）が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

- (a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重
- (b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対して妥当な安全余裕を有することとする。なお、終局耐力は、構造物又は部材・部位に荷重が作用し、その変形が著しく増加して破壊に至る過程での最大の荷重とし、既往の実験式等に基づき定めるものとする。

ii) 弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類Sクラスに適用される静的地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界

弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類Sクラスに適用される静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重）、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時に作用する荷重及び設計用自然条件（積雪、風荷重等）とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時の状態で特定重大事故等対処施設（一の施設）が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

(a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、当該許容限界を超えないように設計する。

b. 重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設（一の施設）が使用状態において作用する荷重と地震力の組合せ及び許容限界

重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設（一の施設）が使用状態において作用する荷重については、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力と組み合わせるに当たって、次の荷重を考慮する。

(a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

- (b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動又は弾性設計用地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

なお、継続時間については特定重大事故等対処施設（一の施設）の使用期間及び設置目的並びに対策の成立性も考慮して設定する。

当該組合せに対する評価においては、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対して妥当な安全余裕を有することとする。なお、終局耐力は、構造物又は部材・部位に荷重が作用し、その変形が著しく増加して破壊に至る過程での最大の荷重とし、既往の実験式等に基づき定めるものとする。

上記 a. 及び b. における、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時、重大事故等（特定重大事故等を除く。）時及び重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設（一の施設）が使用状態に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

② 機器・配管系

- a. 特定重大事故等対処施設（一の施設）が待機状態において作用する荷重と地震力との組合せ及び許容限界

- i) 基準地震動による地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界

基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、設計基準対象施設が通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で、特定重大事故等対処施設（一の施設）が待機状態において作用する荷重及び設計用自然条件（積雪、風荷重等）とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設（一の施設）が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

- (a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重
(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、塑性ひずみの量が小さなレベルにとどまって

破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器等の動的機能要求については、実証試験等によって確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

ii) 弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界

弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力と組み合わせる荷重は、設計基準対象施設が通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時の状態で、特定重大事故等対処施設（一の施設）が待機状態において作用する荷重及び設計用自然条件（積雪、風荷重等）とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時の状態で特定重大事故等対処施設（一の施設）が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

(a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに弾性設計用地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることを許容限界とする。

b. 重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設（一の施設）が使用状態において作用する荷重と地震力との組合せ及び許容限界

重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設（一の施設）が使用状態において作用する荷重については、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力と組み合わせるに当たって、次の荷重を考慮する。

(a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動又は弾性設計用地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

なお、継続時間については特定重大事故等対処施設（一の施設）の使用期間及び設置目的並びに対策の成立性も考慮して設定する。

当該組合せに対する評価においては、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、塑性ひずみの量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器等の動的機能要求については、実証試験等によって確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

規制委員会は、特定重大事故等対処施設（一の施設）に対する荷重の組合せと許容限界の設定方針について、申請者が以下のとおりとしていることから、解釈別記2の規定に適合していることを確認した。

- ① 特定重大事故等が発生した場合については、原子炉格納容器内の圧力を大気圧近傍まで低減することから、荷重の組合せについては考慮しないとしていること。
- ② 特定重大事故等以外の重大事故等が発生した場合については、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設（一の施設）を除く。）に適用される荷重の組合せ及び許容限界を設定していること。
- ③ 耐震重要度分類Sクラスの弾性設計方針と同等の組合せ荷重及び許容限界を設定していること。

（４）波及的影響に係る設計方針

第39条において準じて適用する解釈別記2は、特定重大事故等対処施設が、耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の波及的影響によって、特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計することを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設（一の施設）及び特定重大事故等対処施設（一の施設）の機能を維持するために必要な間接支持構造物が、耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の波及的影響によって、特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計している。

設計に当たっては、以下のとおりとしている。

- ① 敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、以下に示す4つの影響（視点）について、波及的影響の評価に係る事象を選定する。
 - a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
 - b. 特定重大事故等対処施設（一の施設）と耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等との接続部における相互影響

- c. 建屋内における耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の損傷、転倒、落下等による特定重大事故等対処施設（一の施設）への影響
 - d. 建屋外における耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の損傷、転倒、落下等による特定重大事故等対処施設（一の施設）への影響
- ② これら4つの影響（視点）以外に追加すべきものがないかを、原子力発電所の地震被害情報を基に確認し、新たな検討事象が抽出された場合には、その影響（視点）を追加する。
- ③ 各影響（視点）から選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を摘出する。
- ④ 波及的影響の評価に当たっては、特定重大事故等対処施設（一の施設）の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。また、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、これらの地震力によって影響を及ぼす可能性のある施設・設備を選定し、評価する。
- ⑤ 波及的影響の評価においては、溢水防護及び火災防護の観点からの波及的影響についても確認する。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設（一の施設）について、耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の波及的影響によって、特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計することから、波及的影響に係る設計方針が解釈別記2の規定に適合していることを確認した。

2. 周辺斜面の安定性

第39条において準じて適用する解釈別記2は、特定重大事故等対処施設の周辺斜面について、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、崩壊によって特定重大事故等対処施設に影響を及ぼすことがないようにすることを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設（一の施設）の周辺斜面の評価について、以下のとおりとしている。

- (1) 安定性評価の対象となる周辺斜面は、斜面勾配及び法高を考慮し、 の周辺斜面を選定した。

- (2) すべり安全率の評価は、当該周辺斜面の斜面勾配及び法高が最大となる解析対象断面を選定し、基準地震動による地震力を作用させた二次元有限要素法を用いた動的解析により行った。
- (3) 動的解析に用いる地盤等のパラメータ及び解析については、「IV-1. 1 特定重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）」の「2. 地盤の支持（4）」と同様とした。
- (4) 動的解析の結果から得られた最小すべり安全率は、評価基準値の1.2を上回る。

規制委員会は、特定重大事故等対処施設（一の施設）の周辺斜面について、地盤ガイドを参照して審査を行い、以下のことから、解釈別記2の規定に適合していることを確認した。

- ・申請者が実施した動的解析の手法、地盤パラメータの設定方法等が適切であり、基準地震動を用いた評価を行った結果、評価基準値を満足していること

IV-1. 3 津波による損傷の防止（第40条関係）

第40条は、特定重大事故等対処施設に対して基準津波によって特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求している。

具体的には、同条解釈1は、設置許可基準規則解釈別記3（以下「解釈別記3」という。）に準ずること、同条解釈2は、設計基準における防護措置とは性質の異なる対策（多様性）を講じること等によって、基準津波を一定程度超える津波に対して頑健性を高めることを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設（一の施設）について、基準津波に対して、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とするため、特定重大事故等対処施設（一の施設）に係る津波防護対象設備を設定し、以下のとおり耐津波設計を行うとしている。

なお、申請者は、本申請において、基準津波に変更はないとしている。

1. 特定重大事故等対処施設（一の施設）に係る津波防護対象設備を内包する建屋を設置する敷地及び当該設備を設置する区画に対しては、基準津波による遡上波を地上部から到達させないように浸水対策を施す。また、津波により浸水する可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施す。

2. 特定重大事故等対処施設（一の施設）に係る津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、入力津波に対してそれぞれに必要な機能を保持できるものとする。

3. 特定重大事故等対処施設（一の施設）は、基準津波を一定程度超える津波に対して頑健性を高めるため、特定重大事故等対処施設（一の施設）が設けられる敷地に津波による浸水が生じた場合においても、その重大事故等に対処するために必要な機能を維持できる設計とする。

具体的な設計方針は以下のとおり。

①

②

③

④

⑤

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設（一の施設）の耐津波設計方針について、解釈別記3に準じた設計とした上で、基準津波を一定程度超える津波に対して頑健性を確保することによって、特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計方針とすることから、第40条に適合するものと判断した。

IV-1. 4 火災による損傷の防止（第41条関係）

第41条は、特定重大事故等対処施設について、火災により特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものとするを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 火災区域及び火災区画の設定
2. 火災防護計画を策定するための方針
3. 火災の発生防止に係る設計方針
4. 火災の感知及び消火に係る設計方針
5. 特定の火災区域又は火災区画における対策の設計方針

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、火災防護基準にのっとり、第41条に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 火災区域及び火災区画の設定

火災防護基準は、火災の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じるために、火災区域を設定し必要に応じて火災区域内に火災区画を設定することを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する屋内の火災区域について、特定重大事故等対処施設を構成する設備とその他の発電用原子炉施設の配置を考慮し耐火壁により他の区域と分離して設定するとしている。また、屋外の火災区域は、火災防護対策を実施するために、他の区域と分離し延焼防止を考慮した管理を踏まえた設定とするとしている。さらに、火災区画は、屋内に設定する火災区域について、特定重大事故等対処施設を構成する設備とその他の発電用原子炉施設の配置及び壁の配置を考慮して分割し設定するとしている。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する

場所を火災区域として設定し、必要に応じて火災区域内に火災区画を設定する方針としており、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

2. 火災防護計画を策定するための方針

火災防護基準は、火災防護対策を実施するために必要な手順、機器及び体制等を定める火災防護計画を策定することを要求している。

申請者は、火災防護対策を適切に実施するための火災防護計画を定めるとしている。

規制委員会は、申請者が、以下の内容を含む火災防護計画を策定する方針としており、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

- (1) 発電用原子炉施設全体を対象とする計画であること。
- (2) 火災防護対策及び計画を実施するために必要な手順、防護するために用いる機器、組織体制を定めること。
- (3) 特定重大事故等対処施設を構成する設備を火災から防護するため、火災の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれの目的を達成するための火災防護対策について定めること。

3. 火災の発生防止に係る設計方針

火災防護基準は、発電用原子炉施設に対して、火災の発生を防止するための対策を講じること、安全機能を有する機器等に対して、不燃性材料又は難燃性材料、難燃ケーブルを使用すること、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に対して、自然現象によって火災が発生しないように対策を講じることを要求している。特定重大事故等対処施設に対する火災による損傷の防止については、「安全機能を有する機器等」を「特定重大事故等対処施設を構成する設備」と読み替えて準用する。(以下IV-1. 4において同じ。)

(1) 特定重大事故等対処施設における火災の発生防止

申請者は、以下のとおり対策を講じるとしている。

- ① 火災区域に、発火性又は引火性物質を内包する設備を設置する場合、発火性又は引火性物質の漏えいやその拡大の防止、配置上の考慮、換気、防爆及び貯蔵を考慮する。
- ② 可燃性の蒸気が滞留するおそれがある火災区域においては、換気により可燃性の蒸気を滞留させない。
- ③ 火災区域には、可燃性の微粉を発生する設備を設置しない。
- ④ 発電用原子炉施設には、火花を発生する設備等発火源となる設備を設置

しない。

- ⑤ 水素を内包する設備を設置する火災区域においては、換気及び漏えい検知等の対策を図る。
- ⑥ 放射線分解等により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン（平成17年10月）」に基づき、水素の蓄積を防止する設計とする。
- ⑦ 発電用原子炉施設には、電気系統の過電流による過熱や焼損の防止の対策を図る。
- ⑧ 機器等の支持構造物のうち、主要な構造材には不燃性材料を使用する。
- ⑨ 変圧器及び遮断器は絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する。
- ⑩ ケーブルは、実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する。
- ⑪ 換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性材料を使用する。
- ⑫ 保温材は、金属等の不燃性材料を使用する。
- ⑬ 建屋内装材は、不燃性材料を使用する。

規制委員会は、申請者による特定重大事故等対処施設を構成する設備における火災の発生防止に係る設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

ただし、難燃ケーブルとすべきケーブルのうち、それ単体では延焼を確実に防止できない放射線モニタケーブルは、電線管外部からの酸素の供給防止のため、両端を難燃性の耐熱シール材で処置した専用の電線管に敷設するなどの措置により、十分な保安水準が確保されることを確認した。

（2）自然現象による特定重大事故等対処施設における火災の発生防止

申請者は、特定重大事故等対処施設を構成する設備を十分な支持性能をもつ地盤に設置し、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止すること、耐震設計に当たっては、設置許可基準規則解釈に従うこと及び特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する建屋等について、落雷等の自然現象による火災の発生防止対策を講じる設計とすることとしている。

規制委員会は、申請者の設計が、自然現象により特定重大事故等対処施設を

構成する設備における火災の発生を防止する方針としており、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

以上のとおり、規制委員会は、申請者による火災の発生防止に係る設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

4. 火災の感知及び消火に係る設計方針

火災防護基準は、火災感知設備及び消火設備について、早期の火災感知及び消火を行える設計とすることを要求している。また、これらの火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象に対して機能及び性能を維持すること、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、安全機能を有する機器等の安全機能が損なわれないよう消火設備を設計することを要求している。

(1) 火災感知設備

申請者は、火災感知設備について、以下の設計方針としている。

- ① 火災区域又は火災区画における環境条件や想定される火災の性質を考慮して設置する。
- ② 早期に火災を感知するため、煙感知器、熱感知器の組合せを基本として異なる種類の感知器を組み合わせて設置するとともに、火災の発生場所を特定することができるものとする。
- ③ 感知器の誤作動を防止するため、平常時の状況の温度や煙の濃度を監視し、急激な温度上昇や煙の濃度上昇を把握することができる「アナログ式の火災感知器」を使用する。
- ④ 全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう蓄電池を設置する。
- ⑤ 火災感知設備の作動状況が監視できるものとする。
- ⑥ 及びの下部水槽は、発火源及び可燃物がない設計とすることから、火災感知設備を設置しない。

規制委員会は、申請者による火災感知設備の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

ただし、一部の火災区域又は火災区画の火災感知器については火災防護基準が求める「アナログ式の火災感知器」を設置すると、誤作動しやすくなるなど火災感知器として有効に機能しない場合がある。そのような火災区域又は火災区画には、環境を考慮し、以下の a. 又は b. の火災感知器を設置することにより十分な保安水準が確保されることを確認した。

- a. 引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれのある場所では、火災感知器の作動時の爆発を防止するため、「アナログ式でない防爆型の火災感知器」を設置する。例えば、タンク内部の燃料の気化のおそれがある□□□□□□□□設置区域についてはアナログ式でない防爆型のものを採用する。
- b. 屋外エリアでは、火災による煙が周囲に拡散し、煙感知器による火災感知が困難であることから、アナログ式の熱感知カメラ及びアナログ式でない炎感知器を設置する。「アナログ式でない炎感知器」は、炎特有の性質を検知することで誤作動が少ない赤外線方式のものを採用する。なお、屋外に設置する場合は、降水等の侵入による故障を防止するため屋外仕様を採用するとともに、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置することで誤作動を防止する設計とする。

(2) 消火設備

申請者は、消火設備について、以下の設計方針としている。

① 煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備の設計方針

特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する火災区域又は火災区画には、火災時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる場合、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する。

一方、火災が発生しても煙が大気に放出され充満するおそれがない火災区域、可燃物の設置状況等により煙が充満しにくい火災区域若しくは火災区画、又は、要員が常駐し早期の消火活動が可能である火災区域若しくは火災区画においては、消火器等で消火する。

例えば、□□□□□□の地上部は、火災が発生しても煙が大気に放出され消火活動が困難とならないため、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置しない。

② 消火用水供給系の多重性又は多様性の確保

消火用水供給系は、多重性又は多様性を有する設計とする。所内用水系等と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置等により、消火用水の供給を優先する設計とする。なお、水道水系とは共用しない設計とする。

③ 火災に対する二次的影響の考慮

煙等による二次的な影響が、火災が発生していない特定重大事故等対処施設を構成する設備等に及ばない設計とする。

④ 消火設備の電源確保

作動に電源が必要な消火設備は、全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるように、蓄電池を有したものとする。

ただし、ハロゲン化物自動消火設備は蓄電池に加えて、又は常設代替高圧電源設備からも受電できる設計とする。

⑤ 発火源及び可燃物がない火災区域又は火災区画

及びは発火源及び可燃物がない設計とするため、火災が発生するおそれがないことから消火設備を設置しない。

⑥ その他

上記①から⑤に加えて、以下の対策を講じる。

- a. 消火剤及び消火用水の確保
- b. 全ての火災区域又は火災区画の消火活動を可能とするための消火栓の配置
- c. 移動式消火設備の配備
- d. 消火設備の故障警報を発するための吹鳴機能の確保
- e. 消火活動を行うために必要となる照明の設置
- f. 管理区域内での消火活動を行うことにより、管理区域内から放射性物質を含むおそれがある排水の流出防止
- g. 固定式ガス消火設備の作動前における退出警報を発するための吹鳴機能の確保

規制委員会は、申請者による消火設備の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

(3) 地震等の自然現象に対する火災感知設備及び消火設備の機能等の維持

申請者は、火災感知設備及び消火設備について、凍結、風水害及び地震時における地盤変位を以下のとおり考慮するとしている。

- ① 凍結を防止するために、屋外消火栓は不凍式消火栓を採用する。また、屋外の火災感知設備及び消火設備は-12.7℃の環境下でも使用可能なも

のとする。

- ② 消火設備は、風水害により性能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。
- ③ 火災感知設備及び消火設備は、特定重大事故等対処施設を構成する設備の耐震重要度分類のクラスに応じた機能維持ができる設計とし、耐震Bクラス及びCクラス機器において基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合であっても、特定重大事故等に対処するために必要な機能が維持される設計とする。
- ④ 消火配管は、地上又はトレンチ内に設置し、建物の消火配管接続口は、建物の外部に設置する。消火配管の建物接続部付近は、地盤変位による影響を直接受けないように、当該変位を吸収できる設計とする。

規制委員会は、申請者の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

(4) 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による特定重大事故等対処施設への影響

申請者は、消火設備の放水等による溢水に対して、特定重大事故等に対処するために必要な機能への影響を考慮した設計とするとしている。

また、水以外を用いる消火設備として、ハロゲン化物消火剤を用いることとしているが、ハロゲン化物消火剤は電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、消火設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても、電気及び機械設備に影響を与えないとしている。

規制委員会は、申請者の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

以上のことから、規制委員会は、申請者による火災感知設備及び消火設備の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

5. 特定の火災区域又は火災区画における対策の設計方針

火災防護基準は、上記1. から4. までの項目に加え、安全機能を有する機器等それぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講じた設計とすることを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。

- (2) 蓄電池室には、蓄電池のみを設置し直流開閉装置やインバータは設置しない設計とする。蓄電池室の換気空調設備は、水素ガスの排気に必要な換気量以上となるように設計するとともに、当該設備が停止した場合には、緊急時制御室に警報を発する機能を有する設計とする。
- (3) ポンプ室には、煙を排気できる可搬式の排煙装置を設置できる設計とする。
- (4) 緊急時制御室を含む火災区画の換気空調設備には、防火ダンパを設置する設計とする。また、緊急時制御室の床面には、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。

規制委員会は、申請者による特定の火災区域又は火災区画における火災防護対策の設計が火災防護基準の規定にのっとり適切なものであり、特定重大事故等対処施設を構成する設備それぞれの特徴を考慮した対策を講じていることを確認した。

IV-1. 5 共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）

第43条は、特定重大事故等対処施設を構成する設備全般に対して、共通事項として以下の項目を要求している。

- 1. 環境条件、荷重条件及び信頼性（43-1-1（※⁴））
- 2. 操作性（43-1-2）
- 3. 試験及び検査（43-1-3）
- 4. 切替えの容易性（43-1-4）
- 5. 他の設備に対する悪影響防止（43-1-5）
- 6. 現場の作業環境（43-1-6）
- 7. 容量（43-2-1）
- 8. 共用の禁止（43-2-2）
- 9. 設計基準事故対処設備との共通要因故障の防止（43-2-3）

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、審査ガイド、評価ガイド及び非公開ガイド（各ガイドを総称して以下「審査ガイド等」という。）を参照して設計方針を審査し、第43条に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

（※⁴）「43-1-1」は、第43条において該当する条項「第43条第1項第1号」を示す。以下同様。

4. 切替えの容易性

特定重大事故等対処施設を構成する設備のうち、本来の用途以外の用途として特定重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要がある設備は、速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

5. 他の設備に対する悪影響防止

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、発電用原子炉施設（敷地を共有する東海発電所を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び重大事故等対処設備（当該特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。））に対して、弁の閉止等によって悪影響を及ぼさない設計とする。

6. 現場の作業環境

特定重大事故等対処施設を構成する設備の設置場所は、特定重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、遮蔽の設置や離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。

7. 容量

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、特定重大事故等の収束において、想定される事象及びその事象の進展等を考慮し、特定重大事故等時に必要な機能を果たすために必要となる容量等を有する設計とする。

8. 共用の禁止

特定重大事故等対処施設を構成する設備の各機器は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

9. 設計基準事故対処設備との共通要因故障の防止

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、設計基準事故対処設備の安全機能及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）の重大事故等に対処するための機能と、環境条件、地震、津波その他の自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障による共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。

規制委員会は、本申請が、特定重大事故等対処施設を構成する設備の共通の設計方針等について、特定重大事故等の収束に必要な容量を有する設計とするなど、審査ガイド等を参照して審査し、第43条の規定にのっとったものとしていることを確認した。

IV-1. 6 特定重大事故等対処施設（第42条関係）

第42条は、工場等に特定重大事故等対処施設を設けることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- IV-1. 6. 1 特定重大事故等対処施設の設置
- IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室
- IV-1. 6. 3 外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、第42条に適合するものと判断した。

IV-1. 6. 1 特定重大事故等対処施設の設置（第42条第1号関係）

第42条第1号は、特定重大事故等対処施設が、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであることを要求している。

想定する特定重大事故等については、様々な想定事象を含む厳しい事象である大型航空機の衝突で代表する。

また、設置許可基準規則解釈第42条2は、特定重大事故等対処施設について、少なくとも第38条第1項第4号、第39条第1項第4号及び第40条の要求事項を満たす施設は一の施設でなければならないと要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- 1. 大型航空機の特性の設定
- 2. 衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲の設定
- 3. 特定重大事故等対処施設の大型航空機衝突影響評価を踏まえた設計方針
- 4. 地盤、地震による損傷の防止、津波による損傷の防止の要求事項を満たす一の施設

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、第42条第1号及び設置許可基準規則解釈第42条2に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 大型航空機の特徴の設定

大型航空機衝突影響評価を実施するためには、衝突を想定する大型航空機の特徴を設定することが必要である。審査ガイド等は、大型航空機の特徴として、大型航空機の機種、進入経路、進入速度及び燃料の積載量を設定することを示している。

申請者は、大型航空機衝突影響評価において必要となる大型航空機の特徴を以下のとおり設定している。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

規制委員会は、申請者による大型航空機の特徴の設定について、審査ガイド等を参照し審査を行い、適切なものであることを確認した。

2. 衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲の設定

大型航空機衝突影響評価を行うためには、1. の設定を踏まえて、衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲を設定する必要がある。審査ガイド等において、衝突箇所については、山地形等を考慮して適切に設定すること、大型航空機衝突影響評価の対象範囲については、「必要な離隔距離」を確保できない建屋、施設及び設備とすることを示している。

申請者は、大型航空機の衝突影響を考慮すべき対象を、全ての特定重大事故等対処施設に係る建屋、施設及び設備としている。原子炉建屋及び特定重大事故等対処施設について、大型航空機により同時又は連続的に衝突する箇所を以下のとおり設定する方針としている。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

規制委員会は、申請者が審査ガイド等を踏まえ、大型航空機が原子炉建屋及び特定重大事故等対処施設を同時又は連続的に衝突する範囲をそれぞれ設定していることを確認した。また、審査ガイド等を参照し審査を行い、大型航空機衝突影響評価の対象として評価対象建屋等及び評価対象設備を設定していることを確認した。

3. 特定重大事故等対処施設の大型航空機衝突影響評価を踏まえた設計方針

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。このため、原子炉建屋に対して必要な離隔距離を確保すること、又は大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納することが必要である。必要な離隔距離が確保できない場合は、大型航空機衝突影響評価を実施し建屋の頑健性を確認する必要がある。大型航空機衝突影響評価については、審査ガイド等を参照し審査を行い、評価対象建屋等に対して構造評価を行うこと及び評価対象設備に対して機能評価を行うことを示している。

申請者は、特定重大事故等対処施設を特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないようにするため、以下のとおり設計としている。

大型航空機衝突時の構造評価及び機能評価の具体的な内容については、以下のとおり。

① 大型航空機衝突時における評価対象建屋等の構造評価

構造評価として、評価対象建屋等に対して局部的損傷と全体的損傷の評価を実施する。

a. 局部的損傷の評価

b. 全体的損傷の評価

② 大型航空機衝突時における評価対象設備の機能評価

大型航空機が衝突することにより、評価対象設備の必要な機能が損なわれない設計とするため評価を実施する。

a. 波及的な物理的損傷の評価

[Redacted]

b. 航空機衝突による衝撃破損に対する評価

[Redacted]

c. 火災損傷の評価

[Redacted]

d. 溢水による影響評価

[Redacted]

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設について、審査ガイド等を参照し審査を行い、原子炉建屋に対して必要な離隔距離を確保した設計を基本とした上で、特定重大事故等対処施設を構成する設備を収納する建屋及び施設について大型航空機の衝突に対して頑健性を有する設計とすること、原子炉建屋と連続的に衝突した場合においても、同時に必要な機能を喪失することのないように分散配置する設計とすることなどを確認した。

[Redacted]

[Redacted content]

4. 地盤、地震による損傷の防止、津波による損傷の防止の要求事項を満たす一の施設

設置許可基準規則解釈第42条2は、特定重大事故等対処施設について、少なくとも第38条第1項第4号、第39条第1項第4号及び第40条の要求事項を満たす施設は一の施設でなければならないと要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設について、特定重大事故等対処施設（一の施設）及びその機能を維持するために必要な間接支持構造物並びに特定重大事故等対処施設（一の施設）以外の特定重大事故等対処施設及びその機能を維持するために必要な間接支持構造物等から構成する設計としている。それらのうち、特定重大事故等対処施設（一の施設）及びその機能を維持するために必要な間接支

持構造物に係る申請内容及び審査内容は、「IV-1. 1 特定重大事故等対処施設の地盤」、「IV-1. 2 地震による損傷の防止」及び「IV-1. 3 津波による損傷の防止」に記載のとおりである。

なお、申請者は、上記に加えて、特定重大事故等対処施設（一の施設）以外の特定重大事故等対処施設及びその機能を維持するために必要な間接支持構造物等について、耐震重要度分類のCクラス相当として設計することから、以下のとおり設計するとしている。

(1) 地盤

耐震重要度分類のCクラスの施設に適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

(2) 地震による損傷の防止

耐震重要度分類のCクラスの施設に適用される地震力に十分に耐えることができるようにする。

さらに、一の施設以外の特定重大事故等対処施設が、耐震重要度分類のCクラスの施設に適用される地震力を超えるような地震等によって機能喪失した場合は、必要な機能を復旧するまではプラントを運転しないこととしている。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設は地盤、地震による損傷の防止、津波による損傷の防止の要求事項を満たす一の施設とする方針について、設置許可基準規則解釈第42条2にのっとり適切なものであることを確認した。

IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）

第42条第2号は、特定重大事故等時に原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備を要求している。具体的には、設置許可基準規則解釈第42条3において、以下を要求している。

1. 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備
2. 緊急時制御室
3. 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）との多重性等

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結

果、第42条第2号に適合するものと判断した。

なお、特定重大事故等時に原子炉格納容器の破損を防止するための機能に必要な手順及び当該機能を制御する緊急時制御室に必要な手順については、後述する「IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係）」にて、その妥当性を確認する。また、特定重大事故等時に必要となる機能（緊急時制御室を含む。）及び当該機能等に必要となる体制の有効性については、後述する「IV-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認」にて確認する。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備

第42条第2号は、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備として、以下の機能を有する設備を要求している。

- (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能
- (2) 原子炉内の熔融炉心の冷却機能
- (3) 原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能
- (4) 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能
- (5) 原子炉格納容器の過圧破損防止機能
- (6) 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能
- (7) サポート機能
 - (7)-1 電源設備
 - (7)-2 計装設備
 - (7)-3 通信連絡設備
- (8) 上記設備の関連機能（※⁶）

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備に係る設計方針について、以下のとおり確認した結果、第42条第2号に適合するとともに、設置許可基準規則第三章の「重大事故等対処施設」のうち関連する要求事項を踏まえており、適切な設計方針であることを確認した。なお、(8)については、(1)から(7)の各機能を有する設備に係る設計方針にて確認した。

（※⁶）減圧弁や配管等を指す。

(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能

本機能に対しては、第46条を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の減圧操作機能が喪失した場合においても原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための操作に必要な設備を設置することが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能を有する設備を設計するとしている。

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

規制委員会は、申請者による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能を有する設備に係る設計方針が、第46条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(2) 原子炉内の溶融炉心の冷却機能

本機能に対しては、第47条を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉内の溶融炉心を冷却するために必要な設備を設けるこ

とが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉内の溶融炉心の冷却機能を有する設備として、及びを設計としている。

(2) - 1

①

②

③

(2) - 2

①

規制委員会は、申請者による原子炉内の溶融炉心の冷却機能を有する
及びに係る設計方針が、第47条を踏まえており
適切なものであることを確認した。

(3) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能

本機能に対しては、第51条を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機

能を有する設備として、及びを設計
するとしている。

(3) - 1

- ①
- ②
- ③
- ④

(3) - 2

-
- ①
- ②

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却
機能を有する及びに係る設計方針
が、第51条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(4) 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能

本機能に対しては、第49条第2項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生
した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の
圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備を設け
ることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能を有する設備を設計している。

- ①
- ②
- ③

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能を有する設備に係る設計方針が、第49条第2項を踏まえており適切なものであることを確認した。

(5) 原子炉格納容器の過圧破損防止機能

本機能に対しては、第50条を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する設備として、及びを設計している。

- (5) - 1
- ①
 - ②

③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	

⑫ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

⑬ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(5) - 2 [Redacted]

① [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

② [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

③ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

④ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

⑤ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(5) - 3 BWRプラントにおける格納容器過圧破損防止対策に係る基本的な考え方

BWRプラントにおける格納容器過圧破損防止対策の審査にあたり、原子力規制委員会は、令和元年度第70回原子力規制委員会臨時会議において、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

＜重大事故等対処施設導入段階での要求事項（設置許可基準規則第50条第1項及び第2項）＞

① 原子炉格納容器の容積が小さいBWRの場合、格納容器過圧破損防止対策として次の2つの設備の設置が必須である。

- ・格納容器バウンダリを維持しながら圧力及び温度を低減させる設備
- ・準静的な設備であるフィルタベント

＜特定重大事故等対処施設導入段階での要求事項（設置許可基準規則第42条）＞

② 特定重大事故等対処施設の格納容器過圧破損防止対策として、①の重大事故等対処設備に加えて新たな設備（第3の設備）を設置すること。

③ 特定重大事故等対処施設による格納容器過圧破損防止対策としては、準静的な設備であるフィルタベントを大型航空機の衝突に対する耐性（APC耐性）を有する形で設置すること。

また、上記の整理を踏まえ、次表のケースBの設備構成は、水素爆発による格納容器破損防止機能についての独立性等の要求を踏まえ、循環冷却設備（空気冷却）による対策を行う際、フィルタベントによらず水素対策が実施できることを選定条件として、許容し得るとした。

	設備構成	
	ケースA	ケースB
重大事故等対処施設導入段階での措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 格納容器代替循環冷却系（海水冷却） ● フィルタベント ＜APC耐性なし＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 格納容器代替循環冷却系（海水冷却） ● フィルタベント ＜APC耐性あり＞
特定重大事故等対処施設導入段階での措置	<ul style="list-style-type: none"> ● フィルタベント ＜APC耐性あり＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 循環冷却設備（空気冷却） ＜APC耐性なし＞

これに対して、申請者は、令和元年度第70回原子力規制委員会臨時会議の結果を踏まえて、大型航空機の衝突に対する耐性を有する格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設の兼用設備として設置するとともに、特定重大事故等対処施設専用の格納容器過圧破損防止対策として 循環冷却設備（空気冷却） を設置する方針を示した。

(6) 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能

本機能に対しては、第52条を踏まえると、水素爆発(※⁷)による原子炉格納容器の破損を防止する必要がある場合には、そのために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止できるよう、発電用原子炉の運転中は、原子炉格納容器内に窒素ガスを注入し常時不活性化するとともに、以下のとおり、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能を有する設備として、

[]
[]を設計するとしている。

(6) - 1 []

[]
[]
[]

① []
[]
[]

② []
[]
[]

③ []
[]

④ []
[]

(6) - 2 []

[]
[]
[]
[]

① []
[]
[]

② []
[]

(※⁷) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器内における水素による爆発

- [Redacted]
- [Redacted]
- ③ [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- ④ [Redacted]
- [Redacted]
- ⑤ [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- ⑥ [Redacted]
- [Redacted]
- ⑦ [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- ⑧ [Redacted]
- [Redacted]

- (6) - 3 [Redacted]
- ① [Redacted]
 - [Redacted]
 - ② [Redacted]
 - [Redacted]

規制委員会は、申請者による水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能を有する [Redacted] 及び [Redacted] に係る設計方針が、第52条を踏まえており適切なものであることを確認した。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted content]

(7) サポート機能

(7) - 1. 電源設備

電源設備に対して、設置許可基準規則解釈第42条3(g)は、可搬型代替電源設備及び常設代替電源設備のいずれからも接続できることを要求している。また、第57条を踏まえると、特定重大事故等が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備に電力を確保するために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、電源設備を設計としている。

- ① [Redacted content]

[Redacted content]

②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

規制委員会は、申請者による電源設備に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3（g）にのっとるとともに、第57条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(7) - 2. 計装設備

計装設備に対して、設置許可基準規則解釈第42条3（a）vii. は、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備のサポート機能として、計装設備を設置することを要求している。計装設備は、特定重大事故等が発生した場合の状況を把握し、原子炉格納容器の破損を防止するための対策を講じるために必要である。また、第58条を踏まえると、特定重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により特定重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、計装設備を設計としている。

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]

規制委員会は、申請者による計装設備に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3(a) vii. にのっとるとともに、第58条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(7) - 3. 通信連絡設備

通信連絡設備に対して、設置許可基準規則解釈第42条3(f)は、緊急時制御室に整備され、原子炉制御室及び工場等内緊急時対策所その他の必要な場所との通信連絡を行えるものであることを要求している。また、第62条を踏まえると、特定重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、通信連絡設備を設計するとしている。

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]

規制委員会は、申請者による通信連絡設備に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3(f) にのっとるとともに、第62条を踏まえており適切なものであることを確認した。

2. 緊急時制御室

設置許可基準規則解釈第42条3(b)は、上記1.の機能を制御する緊急時制御室を設けること、同条3(d)は、特定重大事故等により重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。)による原子炉格納容器破損防止対策が有効に機能しなかった場合には、原子炉制御室から移動し緊急時制御室において対処することを想定し、緊急時制御室の居住性を確保することを要求している。また、第59条及び第61条を踏まえると、緊急時制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることが必要である。さらに、第61条を踏まえると、緊急時制御室は、特定重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものである必要がある。

申請者は、特定重大事故等対処施設を構成する設備を制御するため、以下のとおり、緊急時制御室を設けるとともに、居住性を確保する設計としている。

- (1)

- (2)

- (3)

- (4)

- [Redacted]
- (5) [Redacted]
- (6) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (7) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (8) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

規制委員会は、申請者による緊急時制御室に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3(b)及び同条3(d)にのつとるとともに、第59条及び第61条を踏まえており適切なものであることを確認した。

3. 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）との多重性等

設置許可基準規則解釈第42条3(c)は、上記1.の機能を有する設備について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）に対して、可能な限り、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを要求している。

規制委員会は、申請者による設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）との多重性等に対する設計方針が、「IV-1.5 共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）9.」において記載のとおりであり、設置許可基準規則解釈第42条3(c)にのつとり、適切なものであることを確認した。

IV-1.6.3 外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計（第42条第3号関係）

第42条第3号は、特定重大事故等対処施設が、原子炉建屋への故意による大型

航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであり、少なくとも7日間、必要な設備が機能するに十分な容量を有する設計とすることを要求している。また、非公開ガイドは、

_____ことを示している。

申請者は、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの7日間、特定重大事故等対処施設の機能を維持できるよう、特定重大事故等対処施設内に必要な燃料等を確保する設計としている。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設内に貯蔵する燃料等により、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの少なくとも7日間、特定重大事故等対処施設を使用できるようにする設計としていることから、審査ガイド等を参照して設計方針を審査し、第42条第3号に適合するものと判断した。

IV-1.7 その他

上記の要求事項以外に「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第7条関係）」及び「安全避難通路等（第11条関係）」に対しては、既許可申請から変更がないことを確認した。

IV-2 特定重大事故等対処に係る技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力があることを要求しており、その審査基準は、重大事故等防止技術的能力基準である。

重大事故等防止技術的能力基準1.0項は、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制として、重大事故等に対処するための体制に対する共通の事項を要求している。また、同基準2.2項は、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制として、重大事故等に対処するための体制に対する固有の事項を要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- IV-2.1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）
- IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）

規制委員会は、これらの項目について、本申請の内容を確認した結果、以下のと

おり重大事故等防止技術的能力基準1.0項及び2.2項に適合するものと判断した。

IV—2.1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）

（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）

重大事故等防止技術的能力基準1.0項は、重大事故等に対処するための体制に対して要求される共通の事項であることから、特定重大事故等への対策においても、必要な手順や、全社的な体制の整備などの基盤的な要求事項を満たす体制を整備するとともに、それらを保安規定等において規定する方針であることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 特定重大事故等対処施設に関する手順等に係る共通事項
2. 復旧作業
3. 支援
4. 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、重大事故等防止技術的能力基準1.0項に適合するものと判断した。

なお、必要な体制に関する固有の要求に係る審査については、「IV—2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）」において記載する。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 特定重大事故等対処施設に関する手順等に係る共通事項

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1.0項（1）にのっとりたものであることを確認した。

（1）切替えの容易性

特定重大事故等に対処するための系統構成を速やかに整えられるよう必要な手順等を整備するとともに、これを確実に実行できるよう訓練を実施する方針であること。

（2）アクセスルートの確保

- ① 特定重大事故等が発生した場合において、プラント全体の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路ができる限り確保できるよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する方針であること。

- ② 障害物を除去可能なホイールローダ等を保管し、それらを運転できる要員を確保する等、実効性のある運用管理を行う方針であること。

2. 復旧作業

規制委員会は、申請者の計画が、「IV-1. 6. 1 特定重大事故等対処施設の設置（第42条第1号関係）3.（1）及び（2）」及び「IV-1. 5 共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）1.」に記載する設計方針により、特定重大事故等対処施設の復旧作業の必要がないことから、重大事故等防止技術的能力基準1. 0項（2）に係る体制を整備することはしないとしていることを確認した。

3. 支援

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1. 0項（3）にのっとりものであることを確認した。

- （1）発電所内においてあらかじめ用意された特定重大事故等対処施設を使用するために必要な燃料等、緊急時制御室内にとどまり対応するために必要な飲料及び食料等により、特重施設要員が事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。
- （2）プラントメーカ、協力会社、建設会社、燃料供給会社、他の原子力事業者等関係機関と協議及び合意の上、外部支援計画を定める方針であること。
- （3）本発電所は、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等により、事象発生後6日間までに支援を受けられる計画であること。

4. 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

（1）手順書の整備

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1. 0項（4）解釈1にのっとりであることを確認した。

① 情報の収集及び判断基準

特定重大事故等が発生し、が機能喪失する過酷な状態において、発電用原子炉施設の状態の把握及び特定重大事故等への対策（以下IV-2. 1において「対策」という。）の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、手順書にまとめる方針であること。

なお、対策の適切な判断を行うための個別手順の判断基準は、「IV-2.

2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）」で記載する。

② 判断に迷う操作等の判断基準の明確化

原子炉格納容器の破損を防ぐために優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にした手順書を整備する方針であること。

なお、優先すべき操作等の個別手順の判断基準は、「IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）」で記載する。

③ 財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針

- a. 財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長があらかじめ方針を示すこと。
- b. 原子力防災管理者及び当直発電長がちゅうちょせず指示できるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を災害対策本部が使用する手順書及び運転員が使用する手順書に整備する方針であること。
- c. 特重施設要員がちゅうちょせずに操作できるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を特重施設要員が使用する手順書に整備する方針であること。
- d. 災害対策本部長が、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施すること、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を発電所対策本部が使用する手順書に整備する方針であること。

④ 手順書の構成及び手順書相互間の移行基準の明確化

- a. 事故の進展状況に応じて実効的な対策を実施するための特重施設要員用、運転員用及び災害対策本部用の手順書を整備する方針であること。
- b. 運転員及び特重施設要員が使用する運転手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間の移行基準を明確にする方針であること。

⑤ 状態の監視及び事象進展の予測に係る手順書の整備

- a. 特定重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、手順書に明記する方針であること。
- b. 対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監

視パラメータ等を手順書に整理する方針であること。

- c. 後述する「IV-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認」にて整理した有効な情報を、特重施設要員及び緊急時対策本部が使用する手順書に整理する方針であること。

⑥ 前兆事象の確認を踏まえた事前の対応手順の整備

- a. 原子炉建屋への大型航空機の衝突その他のテロリズムの前兆事象を把握できるか、それにより特定重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、特定重大事故等対処施設の機能の維持及び事故の緩和対策をあらかじめ検討する方針であること。
- b. 前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する方針であること。
- c. 特定重大事故等が発生した場合又は発生するおそれがあると原子力防災管理者又は当直課長が判断した場合、原則として発電用原子炉の停止・冷却操作を行う手順を整備する方針であること。

(2) 訓練の実施

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準 1. 0 項 (4) 解釈 2 にのっとったものであることを確認した。

① 教育及び訓練の実施方針

- a. 特定重大事故等発生時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図る教育及び訓練を実施する方針であること。
- b. 各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、力量を付与された要員を必要人数配置する方針であること。

② 知識ベースの理解向上に資する教育及び総合的な訓練等の実施

- a. 要員の役割に応じて特定重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行う方針であること。
- b. 対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を定期的に実施する方針であること。

③ 保守訓練の実施

普段から研修センターでの分解点検等の実習や保守点検活動を実施することにより、特定重大事故等対処施設等について熟知する方針であること。

と。

④ 高線量下等を想定した訓練の実施

高線量下、夜間、悪天候等を想定した事故時対応訓練を実施する方針であること。

⑤ マニュアル等を即時利用可能とするための準備

特定重大事故等対処施設及び資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う方針であること。

(3) 体制の整備

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1. 0項(4)解釈3にのっとったものであることを確認した。

① 役割分担及び責任者の明確化

- a. 対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担、責任者等を定める方針であること。
- b. 実施組織及び支援組織については、作業班により構成し、各班には専門性及び経験を考慮した要員を配置する方針であること。
- c. 指揮命令系統を明確にし、効果的な対策を実施し得る体制を整備する方針であること。

② 実施組織の構成

対策を実施する実施組織を、

- a. 事故の影響緩和及び拡大防止に関わるプラントの運転操作等を実施する運転班(当直(運転員)を含む)
- b. 事故の影響緩和及び拡大防止に関わる可搬型重大事故等対処施設の操作、不具合設備の復旧等を実施する保修班
- c. 火災発生時に消火活動を実施する自衛消防隊を有する消防班により構成し、必要な役割分担を行い対策が円滑に実施できる体制を整備する方針であること。

③ 複数号炉の同時被災への対応

- a. 東海発電所は廃止措置中であり、重大事故等は発生しないが、本発電所の特定重大事故等対策に波及的影響がある場合において、災害対

策本部長は、両発電所の事故対応の活動方針を示し、災害対策本部長代理（2名）は、担当する発電所の運転操作等への助言、可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等に関する統括を行い、対策を実施する方針であること。

- b. 必要な災害対策要員を本発電所内に常時確保し、敷地を共有する東海発電所において同時に被災した場合においても対応できる体制とする方針であること。

④ 支援組織の構成

- a. 災害対策本部に支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織、実施組織が対策に専念できる環境を整える運営支援組織を設ける方針であること。
- b. 技術支援組織は、プラント状態の進展予測及び評価等を行う班、放射線及び放射能の状況把握、影響範囲の評価等を行う班並びに事故の影響緩和及び拡大防止に関する対応指示等を行う班等により構成すること。
- c. 運営支援組織は、情報の収集、社外関係機関への連絡等を行う班、社外対応等に係る本店対策本部への連絡等を行う班並びに災害対策本部の運営、資機材の調達等を行う班で構成すること。

⑤ 対策本部の設置及び要員の招集

- a. 所長（原子力防災管理者）を本部長とする災害対策本部を設置し、その中に実施組織及び支援組織を設置する方針であること。
- b. 勤務時間外、休日（夜間）において特定重大事故等が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、本発電所内に、災害対策要員（初動）として、当直（運転員）7名、自衛消防隊11名、災害対策要員21名及びに特重施設要員名の合計名を常時確保する方針であること。さらに、事象発生後2時間以内に災害対策要員72名を確保する方針としている。
- c. 勤務時間外、休日（夜間）を含めて必要な要員を非常召集できるよう、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、定期的に連絡訓練を実施する方針であること。
- d. 通常運転時において、所定の特重施設要員及び重大事故等対策要員に欠員が生じた場合の対応に備えた特重施設要員及び重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う方針であること。また、特重施設要員及び重大事故等対策要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停

止等の措置を実施し、確保できる要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する方針であること。

⑥ 各班の役割分担及び責任者の明確化

対策の実施組織及び支援組織について、上記4.(3)②項及び4.(3)④項に示す各班の機能を明確にするとともに、各班の責任者である班長、いくつかの班を統括する本部員を配置し、それらの代行者を配置する方針であること。

⑦ 指揮命令系統及び代行者の明確化

発電所対策本部における指揮命令系統を明確にすること、指揮者等が欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ定め、指揮者等を必ず確保する方針であること。

⑧ 実効的に活動するための設備等の整備

- a. 実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するため、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための通信連絡設備を備えた緊急時対策所を整備する方針であること。
- b. 中央制御室、緊急時対策所、緊急時制御室及び現場との連携を図るため、通信連絡設備を整備する方針であること。

⑨ 発電所内外への情報提供

原子炉施設の状態及び対策の実施状況について、発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるよう、通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行うことができる体制を整備する方針であること。

IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制(固有)

(重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係)

重大事故等防止技術的能力基準2.2項は、特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制が適切に整備されること又は整備される方針が適切に示されることを要求している。

具体的には、工場等において故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、工場等外部からの支援が受けられるまでの間、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するため、特定重

大事故等対処施設の機能を維持するための体制を整備する方針であることを要求している。特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備においては、特定重大事故等に対処するために必要となる手順、具体的な判断基準及び優先順位が適切に整備されることが必要である。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制
2. 工場等外部からの支援を受けるまでの間に必要な体制

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制

特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制の整備においては、特定重大事故等に対処するために必要となる手順、具体的な判断基準及び優先順位（以下Ⅳ－2. 2において「手順等」という。）が適切に整備されることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- (1) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等
- (2) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等
- (3) 原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために必要な手順等

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、申請者が、重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項を踏まえ、特定重大事故等に対処するために必要となる手順等を整備する方針であることを確認した。

なお、具体的な特定重大事故等に対処するために必要な体制における共通事項に対する審査については、「Ⅳ－2. 1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）」で記載した。

(1) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等

特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る体制の整備においては、特定重大事故等に対して、特定重大事故等対処施設の機

能を維持するために必要な準備操作に係る手順等が適切に整備されることが必要である。

申請者は、重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項を踏まえた []
[] における準備操作の手順等を以下のとおり整備する。

① [] における準備操作に係る手順等

- a. []
[]
[]
[]
[]
- b. []
[]
[]
- c. []
[]
[]
[]
- d. []
[]
[]

② [] における準備操作に係る手順等

- a. []
[]
[]
- b. []
[]
[]
[]
[]
[]
[]
[]
- c. []
[]

[Redacted]

[Redacted]

d. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

e. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

上記 1. (1) ②a. から e. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

f. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

(2) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等

特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る体制の整備においては、特定重大事故等に対して、特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等が適切に整備されることが必要である。

具体的には、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第 4 2 条第 2 号関係）」で確認した特定重大事故等対処施設を構成する設備に係る必要な機能を維持するための体制について、重大事故等防止技術的能力基準のうち、関連する要求事項を踏まえた手順等が適切に整備されることが必要である。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- ① 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に必要な手順等
- ② 原子炉内の溶融炉心の冷却機能に必要な手順等
- ③ 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に必要な手順等
- ④ 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に必要な手順等

- ⑤ 原子炉格納容器の過圧破損防止機能に必要となる手順等
- ⑥ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能に必要となる手順等
- ⑦ サポート機能に必要となる手順等
 - ⑦-1 電源設備に対して必要となる手順等
 - ⑦-2 計装設備に対して必要となる手順等
 - ⑦-3 通信連絡設備に対して必要となる手順等
- ⑧ 緊急時制御室の居住性確保等に必要となる手順等

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、申請者による特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準 1. 3 項、1. 4 項、1. 6 項、1. 7 項、1. 8 項、1. 9 項、1. 14 項、1. 15 項、1. 16 項、1. 18 項及び 1. 19 項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

① 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に必要となる手順等
(設置許可基準規則解釈第 42 条 3 (a) i. 関連)

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 3 項を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第 42 条第 2 号関係）1. (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順等を整備している。

a.

b.

-
- c.
- d.
- e.
- f.

上記(2)①a. から f. の一連の手順に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

- g.
- h.

規制委員会は、申請者による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に必要な手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準 1. 3 項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

② 炉内の溶融炉心の冷却機能に必要な手順等（設置許可基準規則解釈第 42 条 3 (a) ii. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 4 項及び 1. 8 項解釈 1 (2) を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状

態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、炉心を冷却し、原子炉格納容器下部への落下を遅延させるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.（2）原子炉内の溶融炉心の冷却機能」に必要な手順等として、以下のとおり、炉心を冷却し、原子炉格納容器下部への落下を遅延させるために必要な手順等を整備している。

- ②-1 [Redacted]
- a. [Redacted]
- b. [Redacted]
- c. [Redacted]
- d. [Redacted]
- e. [Redacted]
- f. [Redacted]
- g. [Redacted]
- h. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

上記(2)②-1a. から h. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

i. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

②-2 [Redacted]

a. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

b. [Redacted]

[Redacted]

c. [Redacted]

[Redacted]

d. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

e. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

f. [Redacted]

[Redacted]

g. [Redacted]

[Redacted]

h. [Redacted]

[Redacted]

i. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

- j. [Redacted]
- k. [Redacted]
- l. [Redacted]
- m. [Redacted]
- n. [Redacted]

上記(2)②-2a. から n. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

- o. [Redacted]

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉内の熔融炉心の冷却機能に必要な

る手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準 1. 4 項及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 8 項解釈 1 (2) を踏まえており、適切なものであることを確認した。

③ 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に必要となる手順等（設置許可基準規則解釈第 42 条 3 (a) iii. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 8 項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第 4 2 条第 2 号関係） 1. (3) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するために必要な手順等を整備している。

- ③-1 [Redacted]
- a. [Redacted]
- b. [Redacted]
- c. [Redacted]
- d. [Redacted]
- e. [Redacted]
- f. [Redacted]

-
-
- g.
-
-
- h.
-
- i.
-
-
- j.
-
-
-
-

③-2

- a.
-
- b.
-
-
-
-
- c.
-
-
- d.
-
- e.
-
-
-
- f.
-
-

g. [Redacted]

h. [Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能に必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準 1. 8 項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

④ 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に必要な手順等（設置許可基準規則解釈第 42 条 3 (a) iv. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 6 項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第 4 2 条第 2 号関係） 1. (4) 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順等を整備している。

a. [Redacted]

b. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

c. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

d. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

e. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

f. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

g. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

h. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1. 6項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

- ⑤ 原子炉格納容器の過圧破損防止機能に必要となる手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(a) v. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 7 項を踏まえ
ると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を
防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要
な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時
制御室（第 4 2 条第 2 号関係） 1.（5）原子炉格納容器の過圧破損防止機
能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉格納容器内の圧力及び
温度を低下させるために必要な手順等を整備している。

- ⑤-1 [Redacted]
- a. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- b. [Redacted]
[Redacted]
- c. [Redacted]
[Redacted]
- d. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- e. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- f. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- g. [Redacted]
[Redacted]
- h. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- i. [Redacted]
[Redacted]

[Redacted]

j. [Redacted]

k. [Redacted]

⑤-2 [Redacted]

a. [Redacted]

b. [Redacted]

c. [Redacted]

[Redacted]

d. [Redacted]

e. [Redacted]

f. [Redacted]

g. [Redacted]

h. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

i. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

j. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

k. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

上記(2)⑤-2a. から k. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

l. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

m. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

⑤-3 [Redacted]

a. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

b. [Redacted]

c. [Redacted]

d. [Redacted]

e. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器の過圧破損防止機能に必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1.7項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑥ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能に必要な手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(a)vi. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.9項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.(6)水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ排出させるために必要な手順等を整備するとしている。

⑥-1

[Redacted]

a.

[Redacted]

b.

[Redacted]

c.

[Redacted]

d.

[Redacted]

[Redacted]

⑥-2 [Redacted]

a. [Redacted]

[Redacted]

b. [Redacted]

[Redacted]

c. [Redacted]

[Redacted]

d. [Redacted]

[Redacted]

e. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1.9項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑦ サポート機能に必要となる手順等(設置許可基準規則解釈第42条3(a)vii. 関連)

⑦-1 電源設備に対して必要となる手順等

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.14項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、必要な電力を確保するために必要な手順等を整備するこ

とが必要である。

申請者は、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.（7）サポート機能」のうち、電源設備に対する必要な手順として、以下のとおり、原子炉格納容器破損を防止するために必要な特定重大事故等対処施設を構成する設備へ電力を供給するための電源設備の手順等を整備している。

なお、下記手順等のうち、「a.」から「c.」については、「IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制(固有)（重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係）1.（1）② における準備操作に係る手順等」の一部として実施している。

- a.
- b.
- c.
- d.
- e.

規制委員会は、申請者による電源設備に対して必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1.14項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑦-2 計装設備に対して必要となる手順等

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.15項を踏まえると、特定重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により特定重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.（7）サポート機能」のうち、計装設備に対する必要な手順として、以下のとおり、プラント状態の把握及び特定重大事故等対処施設を構成する設備の監視に使用するパラメータ（以下「特重パラメータ」という。）を計測する計器に係る手順等を整備している。

- a.
- b.
- c.

上記⑦-2a. から c. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

- d.

規制委員会は、申請者による計装設備に対して必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1.15項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑦-3 通信連絡設備に対して必要となる手順等

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.19項を踏まえると、特定重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.（7）サポート機能」のうち、通信連絡設備に対する必要な手順等として、以下のとおり、計測等を行った特に重要なパラメータの必要な場所における共有、必要な指示の伝達及び操作結果の報告等を行うため、発電所内外の必要のある場所と通信連絡を行う手順等を整備している。

- a.

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

b. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

c. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

d. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による通信連絡設備に対して必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準 1. 19 項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑧ 緊急時制御室の居住性確保等に必要となる手順等（設置許可基準規則解釈第 42 条 3 (d) 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 16 項及び 1. 18 項を踏まえると、特定重大事故等に対処するため、緊急時制御室に必要な数の要員がとどまるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第 4 2 条第 2 号関係） 2. 緊急時制御室」に必要な手順等として、以下のとおり、特定重大事故等対処施設内の [Redacted] [Redacted] が緊急時制御室にとどまって特定重大事故等に対処するための居住性の確保及び [Redacted] の収容に係る手順等を整備するとしている。

なお、下記手順等のうち、「a.」及び「b.」については、「IV-2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項関係） 1. (1) ② [Redacted] における準備操作に係る手順等」の一部として実施するとしている。

a. [Redacted]

- [Redacted]
- [Redacted]
- b. [Redacted]
- [Redacted]
- c. [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- d. [Redacted]
- [Redacted]
- e. [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- f. [Redacted]
- [Redacted]

上記⑧a. から f. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

- g. [Redacted]
- h. [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- i. [Redacted]
- [Redacted]
- j. [Redacted]
- [Redacted]
- k. [Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による緊急時制御室の居住性等の確保に必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1. 16項及び1. 18項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

(3) 原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために必要な手順等

原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために格納容器ベント以外の手段により原子炉格納容器を除熱し、速やかに原子炉格納容器内圧力を大気圧近傍まで下げることが必要である。

申請者は、重大事故等防止技術的能力基準2. 2項を踏まえた原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために必要な手順等を以下のとおり整備している。

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持させるために必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準2. 2項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

2. 工場等外部からの支援を受けるまでの間に必要な体制

重大事故等防止技術的能力基準2. 2項は、特定重大事故等に対処するため、工場等外部からの支援が受けられるまでの間、特定重大事故等対処施設の機能を

維持するための体制を整備する方針であることを要求している。

申請者は、「IV-2. 1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）（重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係）3. 支援」に記載のとおり、外部支援を受けるまでの間に必要な手順等を整備することから、規制委員会は、申請者による外部支援を受けるまでの間に必要な体制を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準2. 2項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

IV-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認

第42条第2号は、特定重大事故等対処施設について「原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること」を要求している。このため、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）」において確認した特定重大事故等に対処するために必要な機能及び「IV-2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2. 2項関係）」において確認した特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制による、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための対策に有効性があるかを確認する必要がある。

審査においては、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるプラント状態を想定した上で、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する観点から厳しいシーケンス（以下「評価事故シーケンス」という。）を選定し、これに対して原子炉格納容器の破損により放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止する対策に有効性があるかを確認する。

特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するに当たっては、設置許可基準規則解釈第37条2-3(a)から(i)に規定された以下の評価項目を概ね満足するかを確認した。

- (a) 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限界圧力を下回ること。
- (b) 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限界温度を下回ること。
- (c) 放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであること。
- (d) 原子炉圧力容器の破損までに原子炉冷却材圧力は2.0MPa[gage]以下に低減さ

れていること。

- (e) 急速な原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用による熱的・機械的荷重によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失しないこと。
- (f) 原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること。
- (g) 可燃性ガスの蓄積、燃焼が生じた場合においても、(a)の要件を満足すること。
- (h) 原子炉格納容器の床上に落下した溶融炉心が床面を拡がり原子炉格納容器バウンダリと直接接触しないこと及び溶融炉心が適切に冷却されること。
- (i) 溶融炉心による侵食によって、原子炉格納容器の構造部材の支持機能が喪失しないこと及び溶融炉心が適切に冷却されること。

ただし、格納容器直接接触（シェルアタック）の評価項目「(h)原子炉格納容器の床上に落下した溶融炉心が床面を拡がり原子炉格納容器バウンダリと直接接触しないこと及び溶融炉心が適切に冷却されること。」については、BWR Mark-I型の原子炉格納容器に特有の事象とみなされているため、BWR Mark-II型である当該評価の対象から除外する。

1. 申請内容

[Redacted content]

[Redacted content]

(1) 特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態

申請者は、特定重大事故等対処施設による、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するためのプラント状態を以下のとおりとしている。

[Redacted content]

[Redacted content]

[Redacted text block containing multiple lines of obscured content]

[Redacted]

(2) プラント状態の特徴及びその対策

申請者は、特定重大事故等対処施設により、[Redacted]

[Redacted]原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するためのプラント状態の特徴及びその対策を以下のとおりとしている。

① プラント状態の特徴

[Redacted]

② 対策の考え方

[Redacted]

[Redacted]

③ 初期の対策

[Redacted]

[Redacted]

④ 安定状態に向けた対策

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(3) 解析手法及び結果、不確かさの影響評価

① 解析手法

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するために、評価事故シーケンス及び解析コードの選定、解析条件の設定を以下のとおりとしている。

a. 評価事故シーケンス

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

b. 解析コード

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

c. 事故条件

[Redacted]

b.	
c.	
d.	
e.	
f.	

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
g. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted] 上記 b. から g. より、解析結果は原子炉格納容器破損防止対策の評価項目 (a) から (g) 及び (i) を満足している。

③ 不確かさの影響評価

申請者が行った解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価は、以下のとおりである。

a. 解析コードにおける不確かさの影響

[Redacted]
[Redacted]

b. 解析条件の不確かさの影響

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(1) 特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するためのプラント状態を、

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

としている。

(2) プラント状態の特徴及びその対策

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するためのプラント状態の特徴及びその対策を以下のとおりとしている。

① プラント状態の特徴

[Redacted]

② 対策の考え方

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

③ 初期の対策

[Redacted]

④ 安定状態に向けた対策

[Redacted]

(3) 解析手法及び結果、不確かさの影響評価

① 解析手法

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するために、評価事故シーケンス及び解析コードの選定、解析条件の設定を以下のとおりとしている。

a. 評価事故シーケンス

[Redacted]

b. [Redacted]

c. [Redacted]

d. [Redacted]

e. [Redacted]

f. [Redacted]

g. [Redacted]

上記 a. から g. より、解析結果は原子炉格納容器破損防止対策の評価項目(a)から(g)及び(i)を満足している。

③ 不確かさの影響評価

申請者が行った解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価は、以下

[Redacted text block containing multiple lines of obscured content]

c. 対策の実施への影響

[Redacted text block containing four lines of obscured content]

(4) 必要な要員及び燃料等

申請者は、本評価事故シーケンスにおける原子炉格納容器破損防止対策に必要な要員及び燃料等を以下のとおりとしている。

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]

[Redacted]

(1) 特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するためのプラント状態を、 [Redacted] [Redacted] [Redacted] としている。

(2) プラント状態の特徴及びその対策

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するためのプラント状態の特徴及びその対策を以下のとおりとしている。

- ① プラント状態の特徴 [Redacted]

② 対策の考え方

③ 初期の対策

④ 安定状態に向けた対策

(3) 解析手法及び結果、不確かさの影響評価

① 解析手法

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するために、評価事故シーケンス及び解析コードの選定、解析条件の設定を以下のとおりとしている。

a. 評価事故シーケンス

b. 解析コード

1. 2. 1 (3) ①b. と同じ。

c. 事故条件

d. 機器条件

[Redacted]

f. Cs-137 の環境への放出シナリオ

[Redacted]

② 解析結果

申請者による事象進展解析の結果は、以下のとおりである。

a. [Redacted]

b. [Redacted]

c. [Redacted]

d. [Redacted]

e. [Redacted]

[Redacted text block]

c. 対策の実施への影響

[Redacted text block]

(4) 必要な要員及び燃料等

申請者は、本評価事故シーケンスにおける原子炉格納容器破損防止対策に必要な要員及び燃料等を以下のとおりとしている。

- ① [Redacted text block]
- ② [Redacted text block]

[Redacted]

2. 特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認結果

規制委員会は、各評価事故シーケンスに対して申請者が特定重大事故等対処施設による [Redacted] 原子炉格納容器破損防止対策として計画している以下の対策が、事象進展の特徴を捉えたものであると判断した。

[Redacted]

また、規制委員会は、対策に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。

さらに、規制委員会は、各評価事故シーケンスに対する上記の [Redacted] 原子炉格納容器破損防止対策を行った場合に対する申請者の解析結果について、以下のとおり確認した。

[Redacted]

[Redacted text block]

原子炉格納容器から環境に放出される Cs-137 の放出量については、 [Redacted] 約 2.4×10^{-2} TBq (7 日間) [Redacted] と評価され [Redacted] 100TBq を下回ることなど、原子炉格納容器破損防止対策の評価項目 (a) から (g) 及び (i) を満足している。さらに申請者が使用した解析コード、解析条件の不確かさを考慮しても、評価項目 (a) から (g) 及び (i) を概ね満足しているという判断は変わらない。

なお、申請者が行った解析では、特定重大事故等対処施設による [Redacted] [Redacted] 原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認する観点から、原子炉格納容器外の原子炉格納容器の破損防止に係る設備 (特定重大事故等対処施設を構成するもの及び特定重大事故等対処施設により対処するための準備操作に関連する設備を除く。) 等が機能喪失する厳しいプラント状態を想定しているが、実際の事故対策に当たっては、これらの設備等の一部においては機能維持の可能性もあることから、これらが有する機能も重要な原子炉格納容器破損防止対策となり得る。

「(1) 特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態」で示したように、特定重大事故等対処施設による [Redacted] 原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態に基づく評価事故シナリオにおいてその有効性を確認したことにより、これらの対策が原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより想定されるプラント状態に対して有効であると判断できる。

以上のとおり、規制委員会は、上記の確認及び判断により、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより想定されるプラント状態に対して、申請者が計画している特定重大事故等対処施設による、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策は有効性があることを確認した。

V 審査結果

日本原子力発電株式会社が提出した本申請のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項（令和元年9月24日申請、令和2年11月16日、令和3年2月19日、令和3年10月15日及び令和3年11月19日一部補正）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

略語等

本審査書で用いられる主な略語等は以下のとおり。

略語等	名称又は説明
解釈別記 1	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 1
解釈別記 2	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 2
解釈別記 3	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 3
火災防護基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準
技術的能力指針	原子力事業者の技術的能力に関する審査指針
規制委員会	原子力規制委員会
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
地盤ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド
重大事故等防止技術的能力基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準
審査ガイド等	以下のガイドの総称 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド 実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価等に関する審査ガイド 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機の特性等
申請者	日本原子力発電株式会社
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
設置許可基準規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
地質ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

評価事故シーケンス	原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるプラント状態を想定した上で、原子炉格納容器の破損を防止する観点から厳しいシーケンス
既許可申請	平成 30 年 9 月 26 日付け原規規発第 1809264 号をもって許可された東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請（平成 26 年 5 月 20 日申請、平成 29 年 11 月 8 日、平成 30 年 5 月 31 日、平成 30 年 6 月 21 日、平成 30 年 6 月 27 日、平成 30 年 9 月 12 日及び平成 30 年 9 月 18 日一部補正）
保安規定	東海第二発電所原子炉施設保安規定
本申請	東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）」（令和元年 9 月 24 日申請、令和 2 年 11 月 16 日、令和 3 年 2 月 19 日、令和 3 年 10 月 15 日及び令和 3 年 11 月 19 日一部補正）
本発電所	東海第二発電所

(案)

日本原子力発電株式会社
東海第二発電所の
発電用原子炉設置変更許可申請書
(発電用原子炉施設の変更のうち、
所内常設直流電源設備(3系統目)
の設置並びに設計基準対象施設及び
重大事故等対処施設の変更)
に関する審査書
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第43条の3の6第1項第2号(技術的
能力に係るもの)、第3号及び第4号関連)

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに.....	1
II	変更の内容.....	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力.....	3
IV	設計基準対象施設.....	4
IV-1	津波による損傷の防止（第5条関係）.....	4
V	特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力.....	6
V-1	重大事故等の拡大の防止等（第37条関係）.....	7
V-1.1	有効性評価の結果.....	8
V-1.1.1	炉心損傷防止対策.....	8
V-1.1.2	格納容器破損防止対策.....	10
V-2	重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0関係）.....	12
V-3	重大事故等対処施設に対する共通の要求事項（第38条～第41条及び第43条関係）.....	13
V-3.1	津波による損傷の防止（第40条関係）.....	14
V-3.2	火災による損傷の防止（第41条関係）.....	14
V-3.3	重大事故等対処設備（第43条関係）.....	15
V-4	重大事故等対処設備及び手順等.....	16
VI	審査結果.....	26

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項に基づいて、日本原子力発電株式会社(以下「申請者」という。)が原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)に提出した「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(発電用原子炉施設の変更)」(令和元年9月24日申請、令和2年11月16日、令和3年2月19日、令和3年10月15日及び令和3年11月19日一部補正)(以下「本申請」という。)のうち、所内常設直流電源設備(3系統目)の設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更に係る事項(以下「本申請事項」という。)の内容が、同条第2項の規定により準用する以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定(発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。)のうち、技術的能力に係るもの
- (2) 同項第3号の規定(重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。)
- (3) 同項第4号の規定(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

なお、本申請のうち、特定重大事故等対処施設の設置に係る事項に関する審査結果(原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち技術的能力に係るもの、同項第3号の規定及び同項第4号の規定に関するもの)は、別途取りまとめる。

さらに、本申請の内容が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定(発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。)、同項第2号の規定のうち経理的基礎に係るもの及び同項第5号の規定(同法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)に適合しているかどうかについての審査結果も、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。)
- (2) 同条同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。)
- (3) 同条同項第4号の規定に関する審査においては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「設置許可基準規則解釈」という。)

同項第4号の規定に関する審査においては、設置許可基準規則解釈において規定される、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「火災防護基準」という。)に適合しているかどうかについても確認した。

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「内部火災ガイド」という。)
- (2) 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「有効性評価ガイド」という。)
- (3) 実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第1306196号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「SFP評価ガイド」という。)
- (4) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「津波ガイド」という。)

3. 本審査書の構成

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 設計基準対象施設」には、設置許可基準規則のうち、設計基準対象施設に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力」には、設置許可基準規則のうち重大事故等対処施設に適用される規定及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅵ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

Ⅱ 変更の内容

申請者は、以下のとおり変更するとしている。

- イ、格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設で兼用することに伴う格納容器圧力逃がし装置の系統及び配置を変更する。
- ロ、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の一部について配置を変更する。
- ハ、耐圧強化ベントを特定重大事故等対処施設の設置をもって廃止する。
- ニ、所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する。
- ホ、その他特定重大事故等対処施設の設置に伴い設備の一部の配置を変更する。

Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があることを要求している。

このうち、本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力についての審査結果を記載する。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、Ⅴで記載する。

申請者は、本申請事項に係る発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力に関して、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置に係る方針を示している。

規制委員会は、本申請事項の内容を確認した結果、変更内容が令和元年 7 月 24 日付け原規規発第 1907243 号をもって許可した東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（平成 31 年 1 月 18 日申請、平成 31 年 4 月 19 日及び令和元年 6 月 30 日一部補正）（以下「既許可申請」という。）から、設計及び工事の業務の実施者、技術者数等を本申請時点とするものであり、既許可申請の審査において確認した方針から変更がないものであることから技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 設計基準対象施設

本章においては、変更申請がなされた内容について、設計基準対象施設に関して審査した結果を示した。

申請者は、格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設で兼用することに伴い、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の一部について配置を変更するとしている。

このため、規制委員会は、関連する以下の項目について審査を行った。

- ・津波による損傷の防止（第 5 条関係）

なお、規制委員会は、関連する以下の項目については、既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

- ・発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第 7 条関係）
- ・誤操作の防止（第 10 条関係）
- ・安全避難通路等（第 11 条関係）
- ・安全施設（第 12 条関係）

規制委員会は、本申請事項の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

津波による損傷の防止（第 5 条関係）についての基準適合性の判断は以下のとおり。

IV-1 津波による損傷の防止（第 5 条関係）

第 5 条は、設計基準対象施設について、基準津波に対して安全機能が損なわれる

おそれがない設計とすることを要求している。

申請者は、本申請において、既許可申請における設計基準対象施設の津波による損傷の防止に係る設計方針の一部を、特定重大事故等対処施設の設置に伴う敷地内の施設の配置等の変更を踏まえて変更している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

IV-1. 1 耐津波設計方針

1. 基本事項
2. 津波防護の方針

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

IV-1. 1 耐津波設計方針

1. 基本事項

(1) 敷地及び敷地周辺における地形と施設の配置

津波ガイドは、耐津波設計の前提条件に関する基本事項として、敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等について、以下の事項についてそれぞれを網羅的に示すこととしている。これらの事項は、遡上域及び浸水域の評価並びに漂流物の評価において必要な情報である。

- ① 敷地及び敷地周辺における地形、標高及び河川の存在
- ② 敷地における施設の位置、形状等
- ③ 敷地周辺における人工構造物等の位置、形状等

申請者は、施設の配置等について、既許可申請で示した内容から、以下のとおり変更するとしている。

- ① 既許可申請で示した防護対象とする施設を内包する建屋及び区画のうち常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部、カルバート部）の設置を取りやめ、新たに、設計基準対象施設を設置する建屋及び区画のうち、特定重大事故等対処施設を設置する建屋（以下「特重建屋」という。）を T.P. +8m から T.P. +11m の敷地に、また常設代替高圧電源装置用カルバート（カルバート部）を T.P. +11m の敷地に設置する。

規制委員会は、申請者が、耐津波設計の前提条件として必要な事項である施設の配置等について、図面等を用いて網羅的に示しており、これらの事項が津波ガイドを踏まえていることを確認した。

2. 津波防護の方針

(1) 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）

解釈別記3は、重要な安全機能を有する設備を内包する建屋及び区画について、浸水防護重点化範囲として明確化することを要求している。また、津波の流入による浸水範囲及び浸水量(※¹)を保守的に想定した上で、耐震性の低い配管等の破断箇所から浸水防護重点化範囲への流入経路を特定し、それらに対して流入防止の対策を施すことにより、重要な安全機能を有する施設が津波による影響を受けない設計とすることを要求している。

申請者は、重要な安全機能を有する施設を内包する建屋及び区画への津波の流入防止対策を、既許可申請で示した方針から、以下のとおり変更するとしている。

① 浸水防護重点化範囲の設定

- a. 既許可申請において津波に対する浸水防護重点化範囲として設定していた常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部、カルバート部）について、設置を取りやめることから、浸水防護重点化範囲の設定から外し、新たに、特重建屋及び常設代替高圧電源装置用カルバート（カルバート部）を浸水防護重点化範囲として設定する。

規制委員会は、申請者が、重要な安全機能を有する施設を内包する建屋及び区画を浸水防護重点化範囲としていることから、解釈別記3の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認した。

V 特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力

本章においては、変更申請がなされた内容について、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下この章において同じ。）及び重大事故等対処に係る技術的能力に関して審査した結果を示した。

申請者は、格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設で兼用する、重大事故等対処施設の一部について配置等を変更する、重大事故

(※¹) 屋内の海水を内包する耐震性の低い配管等が地震により破断することによって、当該箇所から内部保有水及び津波による海水等が溢水し、重要な安全機能を有する設備を内包する建屋及び区画に流入することを考慮した浸水範囲及び浸水量

等対処施設に位置付けていた耐圧強化ベントを廃止する及び重大事故等対処施設として所内常設直流電源設備（3系統目）を設置するとしている。

このため、規制委員会は、関連する以下の項目について審査を行った。

- V-1 重大事故等の拡大の防止等（第37条関係）
- V-2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0関係）
- V-3 重大事故等対処施設に対する共通の要求事項（第38条～第41条及び第43条関係）
- V-4 重大事故等対処設備及び手順等（第44条～第62条及び重大事故等防止技術的能力基準1.1項～1.19項関係）

規制委員会は、本申請事項の内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

上記についての基準適合性の判断は以下のとおり。

V-1 重大事故等の拡大の防止等（第37条関係）

第37条は、発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じること、重大事故が発生した場合においては、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じることを要求している。

また、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じること、運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じることを要求している。

申請者は、本申請において、格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設で兼用することから、格納容器圧力逃がし装置の系統構成等を既許可申請の内容から変更するとしている。また、耐圧強化ベントを特定重大事故等対処施設の設置をもって廃止するとしている。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- V-1.1 有効性評価の結果
- V-1.1.1 炉心損傷防止対策
- V-1.2.2 格納容器破損防止対策

なお、使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策及び 運転停止中の原子炉の燃料損傷防止対策については、既許可申請の内容から変更はないことを確認した。

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

なお、以下において位置付けた重大事故等対処設備及びその手順等の整備の方針は、V-2 及び V-3 に示している。

V-1. 1 有効性評価の結果

第37条は、想定する事故シーケンスグループ等ごとに、その対策に有効性があることを確認することを要求している。

申請変更内容及び審査結果は以下のとおりである。

V-1. 1. 1 炉心損傷防止対策

第37条第1項は、発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものでなければならないと要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈において、「炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたもの」とは、炉心の著しい損傷を防止する対策に有効性があることを確認するという要件を満たすものとしている。「有効性があることを確認する」とは、以下の (a) から (d) の項目を概ね満足することを確認するとしている。

- (a) 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できるものであること。
- (b) 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の 1.2 倍又は限界圧力を下回ること。
- (c) 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限界圧力を下回ること。
- (d) 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限界温度を下回ること。

また、有効性評価ガイドでは、格納容器圧力逃がし装置による排気（以下「格納容器ベント」という。）を実施する場合には、「敷地境界での実効線量を評価し、周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと（発生事故当たり概

ね 5mSv 以下) を確認する」としている。

炉心損傷防止対策に有効性があることについては、既許可申請の審査において、事故シーケンスグループごとに確認しているが、変更後の対策によっても、当該炉心損傷防止対策の有効性があることに変更がないかを確認した。

1. 申請変更内容

(1) 事故シーケンスグループへの対策

申請者は、事故シーケンスグループ「LOCA 時注水機能喪失」(以下本節において「本事故シーケンスグループ」という。)の対策のうち、安定状態に向けた対策について、以下の変更を行うとしている。

- ・格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設で兼用
- ・耐圧強化ベントを特定重大事故等対処施設の設置をもって廃止

(2) 解析手法及び結果、不確かさの影響評価

申請者は、既許可申請の内容から変更はないとしている。

なお、格納容器圧力逃がし装置を使用した場合の敷地境界並びに非居住区域境界での実効線量について、格納容器圧力逃がし装置の放出口位置が変更され、実効線量の評価条件(放出口から敷地境界並びに非居住区域境界までの距離)が変わるものの、変更前後の差異が小さいため実効線量の値は既許可申請から変更がなく 5mSv を下回るとしている。

(3) 必要な要員及び燃料等

申請者は、既許可申請の内容から変更はないとしている。

2. 審査結果

規制委員会は、本事故シーケンスグループの変更後の対策においても、申請者の解析結果に変更がなく、解析結果が炉心損傷防止対策の評価項目を満足していることに変わりがないことを確認した。

また、申請者の変更後の計画において、運転員等の操作時間が変更となる手順について、表V-4-2に示すとおり、変更前後の操作時間の差異がその操作時間に比較して小さいこと、変更となる操作時間が有効性評価では期待していない操作についてのものであることを確認した。

変更後の対策においても、既許可申請の審査で確認した本事故シーケンスグループにおける有効性があることに変更がないことを確認したことにより、変更後の対策が各事故シーケンスグループに対して有効であると判断できる。

以上のとおり、規制委員会は、上記の確認及び判断により、本事故シーケンスグループに対して申請者が計画している変更後の炉心損傷防止対策は、有効なものであると判断した。

V-1. 1. 2 格納容器破損防止対策

第37条第2項は、発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならぬと要求している。

同条同項の設置許可基準規則解釈は、想定する格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止する対策に有効性があることを確認するとしている。「有効性があることを確認する」とは、以下の(a)から(i)の項目を概ね満足することを確認するとしている。

- (a) 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限界圧力を下回ること。
- (b) 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限界温度を下回ること。
- (c) 放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであること。
- (d) 原子炉圧力容器の破損までに原子炉冷却材圧力は 2.0MPa 以下に低減されていること。
- (e) 急速な原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用による熱的・機械的荷重によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失しないこと。
- (f) 原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること。(水素濃度がドライ条件に換算して 13vol%以下又は酸素濃度が 5vol%以下であること)
- (g) 可燃性ガスの蓄積、燃焼が生じた場合においても、(a)の要件を満足すること。
- (h) 原子炉格納容器の床上に落下した溶融炉心が床面を拡がり原子炉格納容器バウンダリと直接接触しないこと及び溶融炉心が適切に冷却されること。
- (i) 溶融炉心による侵食によって、原子炉格納容器の構造部材の支持機能が喪失しないこと及び溶融炉心が適切に冷却されること。

上記の評価項目(a)及び(b)において、限界圧力又は限界温度を評価項目として用いる場合には、その根拠と妥当性を示すこととしている。

原子炉格納容器破損の防止及び放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止する対策に有効性があることについては、既許可申請の審査において格納容器破損モードごとに確認しているが、変更後の対策によっても、当該格納容器破損防止対策の有効性があることに変更がないかを確認した。

1. 申請変更内容

(1) 格納容器破損モードの対策

申請者は、格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」（以下本節において「本格納容器破損モード」という。）の対策のうち、格納容器圧力逃がし装置を使用する場合の安定状態に向けた対策について、以下の変更を行うとしている。

- ・格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設で兼用

(2) 解析手法及び結果、不確かさの影響評価

申請者は、解析手法及び不確かさの影響評価については、既許可申請の内容から変更はないとしている。

申請者は、解析結果について、格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設で兼用することに伴い、ドライウエル側のベントラインの配管口径が変更となり排気流量が減少することから、ドライウエル側からベントした場合の Cs-137 の環境への放出量を 7 日間で約 3.7TBq から約 0.73TBq に変更するとしている。原子炉格納容器から原子炉建屋へ漏えいし環境に放出される Cs-137 の放出量は、7 日間で約 14.3TBq であることから、原子炉格納容器から環境に放出される Cs-137 の放出量は、7 日間で最大約 16TBq であり、100TBq を下回るとしている。また、その他の解析結果は、既許可申請の内容から変更はないとしている。

(3) 必要な要員及び燃料等

申請者は、既許可申請の内容から変更はないとしている。

2. 審査結果

規制委員会は、本格納容器破損モードの変更後の対策においても、申請者の解析結果が格納容器破損防止対策の評価項目を満足していることを確認した。

また、申請者の変更後の計画において、運転員等の操作時間が変更となる手順について、表 V-4-2 に示すとおり、変更前後の操作時間の差異がその操作時間に比較して小さいこと、変更となる操作時間が有効性評価での操作要求時間に

比較して十分な余裕がある又は有効性評価では期待していない操作についてのものであることを確認した。

変更後の対策においても、既許可申請の審査で確認した本格納容器破損モードにおける有効性があることに変更がないことを確認したことにより、変更後の対策が本格納容器破損モードに対して有効であると判断できる。

以上のとおり、規制委員会は、上記の確認及び判断により、本格納容器破損モードに対して申請者が計画している変更後の格納容器破損防止対策は、有効なものであると判断した。

V-2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準 1.0 関係）

重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項「共通事項」は、重大事故等に対処するために必要な手順等に関し共通の要求事項、全社的な体制の整備など重大事故等に対処するための基盤的な要求事項を満たす手順等を、保安規定等において規定する方針であることを要求している。

規制委員会は、申請者の変更後の計画が重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項及び同項の解釈を踏まえ必要な検討を加えた上で策定されており、重大事故等に対処するために必要な手順等に関し、設置許可基準規則に基づいて整備される設備の運用手順等も含め、共通の要求事項を満たす手順等を保安規定等で規定する方針であることを確認したことから、重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項の要求事項に適合するものと判断した。

具体的な審査内容は以下のとおり。

1. 重大事故等対処設備に関する手順等に係る共通の要求事項

申請者は、アクセスルートの確保について、以下の変更を行うとしている。

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の一部について配置を変更することに伴い、アクセスルート及びアクセス方法を一部変更する。

規制委員会は、申請者の変更後の計画が、重大事故等防止技術的能力基準 1.0 項（1）②にのっとり、重大事故等が発生した場合において、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であることを確認した。

2. 復旧作業に係る要求事項

規制委員会は、申請者の変更後の計画が、既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

3. 支援に係る要求事項

規制委員会は、申請者の変更後の計画が、既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

4. 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

規制委員会は、申請者の変更後の計画が、既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

V-3 重大事故等対処施設に対する共通の要求事項（第38条～第41条及び第43条関係）

第38条から第41条は、重大事故等対処施設に対して、必要な機能が地盤の変位等、地震、津波及び火災によって損なわれるおそれがないことを要求している。

また、第43条においては、重大事故等に対処するため、重大事故等対処設備について、必要な容量の確保や悪影響の防止等の適切な措置等を講じることを要求している。

申請者は、本申請において、既許可における格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設で兼用することに伴い、格納容器圧力逃がし装置の系統構成等を変更するとしている。また、特定重大事故等対処施設の設置に伴い重大事故等対処施設の一部について配置を変更することから、既許可における重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画並びに浸水防止設備を変更するとしている。

また、申請者は、特に高い信頼性を有する3系統目の所内常設直流電源設備として、蓄電池（3系統目）を特重建屋に新たに設置するとしている。

このため、規制委員会は、今回の変更に係る以下の項目について審査を行った。

V-3. 1 津波による損傷の防止（第40条関係）

V-3. 2 火災による損傷の防止（第41条関係）

V-3. 3 重大事故等対処設備（第43条関係）

なお、規制委員会は、蓄電池（3系統目）が、本申請のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項の審査結果を取りまとめた、「日本原子力発電株式会社東海第二発電所に関する発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更のうち、特定重大事故等対処施設の設置）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る

もの)、第3号及び第4号関連)」において基準適合性を判断した特重建屋に設置されることを確認した。また、以下の項目に関する設計方針については、既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

- ・ 重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）
- ・ 地震による損傷の防止（第39条関係）

各項目についての審査内容は以下のとおり。

V-3. 1 津波による損傷の防止（第40条関係）

第40条は、重大事故等対処施設が基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とすることを要求している。

申請者は、重大事故等対処施設について、基準津波に対して、既許可申請で示した内容から、以下とおり変更するとしている。

1. 重大事故等対処施設を設置する建屋及び区画のうち特定重大事故等対処施設を設置する建屋は、浸水防止対策の実施など、「IV-1. 1 耐津波設計方針」で示した方針に準じた設計とする。

規制委員会は、申請者が、重大事故等対処施設について、「IV-1. 1 耐津波設計方針」で示した方針に準じた耐津波設計により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計としていることから、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

V-3. 2 火災による損傷の防止（第41条関係）

第41条は、重大事故等対処施設が、火災によって必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止すること、かつ、火災を感知及び消火することを要求している。

申請者は、蓄電池（3系統目）について、火災により必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護基準に基づく設計基準対象施設の火災防護対策に準じて、当該設備設置に伴う建屋への影響を踏まえた上で、火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じた設計とするとしている。火災の感知及び消火については、中央制御室又は緊急時制御室で火災感知設備の常時監視及び消火設備の故障警報確認ができる設計とするとしている。

規制委員会は、所内常設直流電源設備（3系統目）について、当該設備設置に伴う建屋への影響も考慮して、火災防護基準に基づく火災防護設計が行われる方針とされていることから、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

V-3.3 重大事故等対処設備（第43条関係）

第43条は、重大事故等対処設備全般に対して、共通事項として以下の項目を要求している。

- ① 環境条件及び荷重条件（43-1-1）
- ② 操作性（43-1-2）
- ③ 試験及び検査（43-1-3）
- ④ 切替えの容易性（43-1-4）
- ⑤ 悪影響防止（43-1-5）
- ⑥ 現場の作業環境（43-1-6）

また、常設重大事故等対処設備全般に対して、共通事項として以下の項目を要求している。

- ① 容量（43-2-1）
- ② 共用の禁止（43-2-2）
- ③ 共通要因による機能喪失の防止（43-2-3）

さらに、可搬型重大事故等対処設備全般に対して、共通事項として以下の項目を要求している。

- ① 容量（43-3-1）
- ② 確実な接続（43-3-2）
- ③ 複数の接続口（43-3-3）
- ④ 現場の作業環境（43-3-4）
- ⑤ 保管場所（43-3-5）
- ⑥ アクセスルートの確保（43-3-6）
- ⑦ 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（43-3-7）

申請者は、本申請において既許可申請から以下の項目を変更するとしているが、変更となる設備についても、第43条で要求されている上記項目に対する設計方針に変更はないとしている。

- ・格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設で兼用することに伴う格納容器圧力逃がし装置の系統変更及び配置変更
- ・重大事故等対処施設の一部配置変更に伴う浸水防止設備の変更
- ・耐圧強化ベントを特定重大事故等対処施設の設置をもって廃止

・原子炉建屋西側接続口のアクセス方法及び接続口設置場所変更

また、申請者は、本申請において、所内常設直流電源設備（3系統目）を新たに重大事故等対処設備として整備するとしているが、所内常設直流電源設備（3系統目）についても、第43条で要求されている上記項目のうち、重大事故等対処設備全般に対する共通事項の②から⑥及び常設重大事故等対処設備全般に対する共通事項の①から③については、既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

第43条で要求されている項目のうち、①環境条件及び荷重条件についての審査内容は以下のとおり。

（1）重大事故等対処設備（第43条第1項関係）

申請者は、所内常設直流電源設備（3系統目）について、以下のとおり設計する方針としている。

① 環境条件及び荷重条件

所内常設直流電源設備（3系統目）は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、重大事故等時における特重建屋内の環境条件を考慮した設計とするとともに、中央制御室での直流電圧確認及び設置場所での操作が可能な設計とする。

規制委員会は、所内常設直流電源設備（3系統目）について、設置する建屋内の環境条件を考慮した設計方針とするなど、第43条第1項及び同項の設置許可基準規則解釈を踏まえた設計方針としていることを確認した。

以上のとおり、規制委員会は、本申請が、変更後の設備においても重大事故等対処設備の共通の設計方針等として、第43条及び同条の設置許可基準規則解釈を踏まえた設計方針としていることから、適切なものであると判断した。

V-4 重大事故等対処設備及び手順等

第44条から第62条及び重大事故等防止技術的能力基準1.1項から1.19項は、原子炉設置者に対し、重大事故等に対処するために必要な設備及び手順等を整備することを要求している。このうち、手順等については、保安規定等において規定する方針であることを要求している。

申請者は、本申請において、格納容器圧力逃がし装置を重大事故等対処施設と特

定重大事故等対処施設で兼用することに伴い、格納容器圧力逃がし装置の系統変更及び配置変更、原子炉建屋西側接続口のアクセス方法の変更及び接続口設置場所の変更を行うとしている。また、特定重大事故等対処施設設置後の耐圧強化ベントの廃止、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）の台数の変更並びにフィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）の代替監視パラメータの変更を行うとともに、既許可申請で示した設備及び手順において、上記変更に係る操作の所要時間を変更するとしている。

また、申請者は、本申請において、所内常設直流電源設備（3系統目）を新たに設置するとともに、第57条第2項及び重大事故等防止技術的能力基準1.14項の要求事項に対応するため、所内常設直流電源設備（3系統目）により給電を実施するための設備及び手順等を整備する方針としている。

このため、規制委員会は、申請者の計画のうち、今回の変更に係る以下の設備及び手順等について、上記の要求事項に対応し、適切に整備する方針であるか、有効性評価（第37条）において位置付けた重大事故等対処設備及び手順等を含み、適切に整備する方針であるかを審査した。さらに、申請者が、自主的な対応を含め重大事故等への対処を確実に実施する方針であるかを審査した。

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備及び手順等（第45条及び重大事故等防止技術的能力基準1.2関係（以下「第45条等」という。））
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備及び手順等（第46条及び重大事故等防止技術的能力基準1.3関係（以下「第46条等」という。））
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備及び手順等（第48条及び重大事故等防止技術的能力基準1.5関係（以下「第48条等」という。））
- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備及び手順等（第50条及び重大事故等防止技術的能力基準1.7関係（以下「第50条等」という。））
- ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備及び手順等（第52条及び重大事故等防止技術的能力基準1.9関係（以下「第52条等」という。））
- ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備及び手順等（第53条及び重大事故等防止技術的能力基準1.10関係（以下「第53条等」という。））
- ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備及び手順等（第54条及び重大事故等防止技術的能力基準1.11関係（以下「第54条等」という。））
- ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備及び手順等（第56条及び重大事故等防止技術的能力基準1.13関係（以下「第56条等」という。））

- ・電源設備及び電源の確保に関する手順等（第57条及び重大事故等防止技術的能力基準1.14関係（以下「第57条等」という。））
- ・計装設備及びその手順等（第58条及び重大事故等防止技術的能力基準1.15関係（以下「第58条等」という。））。

1. 規制要求に対する設備及び手順等

(1) 第45条等、第46条等、第48条等、第50条等、第52条等、第53条等、第54条等、第56条等、第57条等及び第58条等の規制要求に対する設備及び手順等

① 対策と設備

申請者は、第45条等、第46条等、第48条等、第50条等、第52条等、第53条等、第54条等、第56条等、第57条等及び第58条等に基づく要求事項に対応するために、既許可申請において整備するとした対策とそのための重大事故等対処設備を以下のとおり変更するとしている。

- 格納容器圧力逃がし装置の系統及び配置を変更する。
- 耐圧強化ベントは特定重大事故等対処施設の設置をもって廃止する。
- フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）及びフィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ）の設置場所を変更する、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）の設置台数を2台から1台に変更する及びフィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）の代替監視パラメータを同モニタ他チャンネルからフィルタ装置圧力に変更する。
- 所内常設直流電源設備（3系統目）を新たに重大事故等対処設備として整備する。

規制委員会は、表V-4-1に示すとおり、変更後の対策のうち、a)が第48条等及び第50条等の要求事項に、b)が第48条等の要求事項に、c)が第58条等の要求事項に、d)が第57条等の要求事項にそれぞれ関連するものであることを確認した。

表 V-4-1 対策と設備の変更内容と対応する設置許可基準規則条文等の要求事項

条文等	要求事項	変更内容(*)			
		a)	b)	c)	d)
第48条等	残留熱除去系 (RHR) の使用が不可能な場合について考慮し、炉心の著しい損傷等を防止するための設備及び手順等	○	○		
第50条等	格納容器圧力逃がし装置及びその設備により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順等	○			
第57条等	更に信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）				○
	設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、必要な電力を確保するために必要な手順等				○
第58条等	原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率など想定される重大事故等の対応に必要なパラメータを計測、監視又は記録する設備及び手順等			○	

(*)変更内容

- a) 格納容器圧力逃がし装置の系統及び配置の変更
- b) 耐圧強化ベントは特定重大事故等対処施設の設置をもって廃止
- c) フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）及びフィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ）の設置場所の変更、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）の設置台数を2台から1台に変更及びフィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）の代替監視パラメータを同モニタ他チャンネルからフィルタ装置圧力に変更

② 重大事故等対処設備の設計方針

申請者は、①に掲げる設備のうち、耐圧強化ベントは、炉心が損傷していない場合の最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備であり、格納容器圧力逃がし装置が機能を喪失した場合の後段の手段と位置付けている。また、設置許可基準規則第48条の要求事項は、格納容器圧力逃がし装置により満足されており、耐圧強化ベントと同様の機能を有する特定重大事故等対処施設を設置した後に耐圧強化ベントを廃止しても、第48条の適合性には影響しないとしている。

申請者は、①に掲げる設備のうち、格納容器圧力逃がし装置は、系統及び配置を変更するが、設計方針については既許可申請の内容から変更はなく、設置許可基準規則第48条及び第50条の適合性には影響しないとしている。

申請者は、①に掲げる設備のうち、所内常設直流電源設備（3系統目）について、主な設計方針を以下のとおりとしている。

- a. 所内常設直流電源設備（3系統目）は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする
- b. 所内常設直流電源設備（3系統目）の125V系蓄電池（3系統目）は、2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機、所内常設直流電源設備の125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を用いた可搬型代替直流電源設備に対して位置的分散を図り、これらの設備を用いた電源系統に対して独立性を有した設計とする。
- c. 所内常設直流電源設備（3系統目）は、必要な期間にわたり電力の供給が可能な設計とする

申請者は、①に掲げる設備のうち、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）及びフィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ）を自然現象（竜巻）の影響を受けない建屋内に設置するとしている。また、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）の代替監視パラメータをフィルタ装置圧力に変更しても、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）の計測目的である、格納容器ベントガスが放出されたことを推定できるとしている。なお、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）は、設置許可基準規則第52条解釈の「放射性物質濃度測定」の要求を満たすための設備であるが、1台設置にて要求を満足できることから、台数変更の影響はないとしている。

る。

規制委員会は、特定重大事故等対処施設を設置した後に耐圧強化ベントを廃止しても、第48条の適合性には影響しないこと、また格納容器圧力逃がし装置の系統及び配置を変更しても第48条及び第50条の適合性には影響しないことを確認した。

また、規制委員会は、申請者の計画において、a)所内常設直流電源設備（3系統目）は、耐震重要度分類によるSクラスの耐震性を有した設計とすること、b)所内常設直流電源設備（3系統目）は、設計基準事故対処設備である所内常設直流電源設備に対して独立した電路で接続し独立性を有していること、並びに所内常設直流電源設備とは異なる建屋において整備し位置的分散を図ること、c)所内常設直流電源設備（3系統目）は、負荷の切離しを行わずに8時間、必要な負荷以外を切離して計24時間の電力の供給が可能な設計とすることを確認した。

さらに、規制委員会は、申請者の変更後の設備において、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）について、格納容器ベントガスが放出されたことを確認することができること、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）の代替監視パラメータが適切に設定されることを確認した。

以上の確認などから、規制委員会は、①に掲げる設備のうち、耐圧強化ベントの設計方針について、第48条等に適合するものであること、格納容器圧力逃がし装置の設計方針について、第48条及び第50条に適合するものであること、所内常設直流電源設備（3系統目）の設計方針について、第57条等に適合するものであること、またフィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）及びフィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ）の設計方針について、第58条等に適合するものであることを確認した。

また、規制委員会は、これらの重大事故等対処設備について、第43条に従って適切に整備される方針であることを確認した。

③ 手順等の方針

申請者は、①に掲げる設備（所内常設直流電源設備（3系統目）を除く）を用いた主な手順等の変更点は、以下のとおりとしている。

- ア) 格納容器圧力逃がし装置の系統及び配置の変更に伴うアクセスルートの変更
- イ) 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱の

準備作業に着手する判断基準であるサプレッション・プール水位指示値を通常水位+5.0mに変更する。

- ウ) 格納容器圧力逃がし装置のスクラビング水を移送する要員として重大事故等対応要員を2名追加する。
- エ) 可搬型設備を用いた水源からの送水、不活性ガス置換、電源の供給作業等の対応手順において、原子炉建屋西側接続場所の変更及び接続場所へのアクセス方法を変更する。

申請者は、上記変更により操作に要する時間を表V-4-2のとおり変更している。

規制委員会は、①に掲げる設備（所内常設直流電源設備（3系統目）を除く）を用いた手順等が第45条等、第46条等、第48条等、第50条等、第52条等、第53条等、第54条等、第56条等、第57条等及び第58条等に適合するものであることを確認した。

また、規制委員会は、申請者の変更後の計画において、作業に着手する判断基準、操作を行う要員数、想定する操作時間の一部に変更はあるものの、申請者が①に掲げる設備（所内常設直流電源設備（3系統目）を除く）を用いた手順等について、重大事故等防止技術的能力基準1.0項（重大事故等対処設備及び手順等に関する共通的な要求事項）等に適合する手順等を整備する方針に変わりがないことを確認した。

申請者は、①に掲げる設備のうち、所内常設直流電源設備（3系統目）を用いた主な手順等は、以下のとおりとしている。

- a. 全交流動力電源が喪失した場合に、所内常設直流電源設備による給電時において、許容最低電圧を維持できない場合は、所内常設直流電源設備（3系統目）からの給電の手順に着手する。この手順では不要な負荷の切り離し、電源からの給電操作、受電の確認等を運転員等1名により約25分で実施する。

規制委員会は、申請者の計画において、a)交流電源喪失時の対応手順及びその優先順位を明確化していること、b)必要な人員を確保するとともに必要な訓練を行うとしていること、c)作業環境（作業空間、温度等）に支障がないことなどを確認した。

以上の確認などから、規制委員会は、上記a.の手順等が第57条等に適合するものであることを確認した。

また、規制委員会は、これらの手順等について、重大事故等防止技術的

能力基準1.0項等に適合する手順等を整備する方針であることを確認した。

以上のとおり、規制委員会は、①の対策に係る重大事故等対処設備及びその手順等が第45条等、第46条等、第48条等、第50条等、第52条等、第53条等、第54条等、第56条等、第57条等及び第58条等に従って適切に整備される方針であることから、申請者が計画する設備及び手順等が、変更後においても、これらの要求に適合するものと判断した。また、これらの重大事故等対処設備及びその手順等が第43条及び重大事故等防止技術的能力基準1.0項（以下「第43条等」という。）に従って適切に整備される方針であることから、第43条等に適合するものと判断した。

表V-4-2 重大事故等対策において想定する操作時間

条文等	対応手段	変更点 (*1)	想定する操作時間(*2)		有効性評価で の要求時間 (*3)
			変更前	変更後	
45条等	代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	57条等「可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電」と同様			
	代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	57条等「可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」と同様			
46条等	可搬型代替直流電源設備による逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	57条等「可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電」と同様			
	代替直流電源設備による復旧	57条等「可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」と同様			
48条等	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（格納容器ベント準備：S/C側ベントの場合）	50条等と同様			
	フィルタ装置スクラビング水補給（代替淡水貯槽からフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用したフィルタ装置スクラビング水の補給の場合）	同上			
	原子炉格納容器内の不活性ガス（窒素）置換（格納容器窒素供給ライン西側接続口／東側接続口を使用した原子炉格納容器内の不活性ガス（窒素）置換の場合）	同上			
	フィルタ装置内の不活性ガス（窒素）置換	同上			
	フィルタ装置スクラビング水移送	同上			
	フィルタ装置スクラビング水移送（代替淡水貯槽からのフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用したフィルタ装置水張りの場合）	同上			
	格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）（格納容器ベント準備：S/C側ベントの場合）	ア), イ)	125分以内	130分以内	4時間30分
フィルタ装置スクラビング水補給（代替淡水貯槽からフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用したフィルタ装置スクラビング水の補給の場合）	ア), エ)	180分以内	145分以内	（7日後以降の対応）	
原子炉格納容器内の不活性ガス（窒素）置換（格納容器窒素供給ライン西側接続口／東側接続口を使用した原子炉格納容器内の不活性ガス（窒素）置換の場合）	ア), エ)	135分以内	115分以内	（7日後以降の対応）	
フィルタ装置内の不活性ガス（窒素）置換	ア), エ)	135分以内	115分以内	（7日後以降の対応）	
フィルタ装置スクラビング水移送	ア), ウ), エ)	54分以内	42分以内	（7日後以降の対応）	
フィルタ装置スクラビング水移送（代替淡水貯槽からのフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用したフィルタ装置水張りの場合）	ア), エ)	180分以内	145分以内	（7日後以降の対応）	

5 2 条 等	可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器内への窒素供給（格納容器窒素供給ライン西側接続口／東側接続口を使用した原子炉格納容器（S/C側）内へ窒素供給の場合）	ア),エ)	135 分以内	115 分以内	22 時間
	代替電源設備により水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備への給電	5 7 条等「可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電」及び「可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電」と同様。			
	代替電源による必要な設備への給電	同上			
5 3 条 等	代替電源による必要な設備への給電	同上			
5 4 条 等	代替電源による必要な設備への給電	同上			
5 6 条 等	海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水（可搬型代替注水大型ポンプによる海水取水箇所（SA用海水ピット）から原子炉建屋西側接続口への送水）	ア),エ)	310 分以内	290 分以内	なし
	代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水（可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽からフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口への送水）	ア),エ)	180 分以内	145 分以内	（7日後以降の対応）
	西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水（可搬型代替注水中型ポンプによる西側淡水貯水設備からフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口への送水）	ア),エ)	175 分以内	130 分以内	（7日後以降の対応）
5 7 条 等	可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電	エ)	250 分以内	230 分以内	なし
	可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電	エ)	180 分以内	160 分以内	なし
	可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	エ)	250 分以内	230 分以内	なし

(※1) 変更点

- ア) 格納容器圧力逃がし装置の系統及び配置の変更及びそれに伴うアクセスルートの変更
- イ) 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱の準備作業に着手する判断基準であるサプレッション・プール水位指示値を通常水位+5.0mに変更
- ウ) 格納容器圧力逃がし装置のスクラビング水を移送する要員として重大事故等対応要員を2名追加
- エ) 原子炉建屋西側接続口のアクセス方法及び接続口設置場所の変更

(※2) 想定する操作時間に変更がない手順については記載していない

(※3) 有効性評価で期待していない手順については「なし」と記載

(2) 第37条等の規制要求に対する設備及び手順等

申請者は、有効性評価（第37条）において必要としている対策は既許可申請の内容から変更はないとしている。また、これらに関する重大事故等対処設備の設計方針及び手順等の方針も同じであるとしている。

規制委員会は、申請者が有効性評価（第37条）において原子炉格納容器の過圧破損を防止するため重大事故等対処設備及び手順等として位置付けた設備及び手順等を、第45条等、第46条等、第48条等、第50条等、第52条等、第53条等、第54条等、第56条等、第57条等、第58条等及び第43条等に従って適切に整備する方針に変更はないことを確認した。

2. 自主的対策における設備及び手順等

申請者は、自主対策設備及び手順等の整備について、既許可申請の内容から変更はないとしている。

規制委員会は、申請者の計画が、重大事故等への対処がより確実に実施される方針であることに変更はないことを確認した。

VI 審査結果

日本原子力発電株式会社が提出した「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）」（令和元年9月24日申請、令和2年11月16日、令和3年2月19日及び令和3年11月19日一部補正）のうち、所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更に係る事項を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

東海第二発電所の特重施設の設置等に関する 審査概要

令和3年12月1日
原子力規制庁

目次

1-1.	特重施設の設置に係る審査の経緯	p.2
1-2.	特重施設の概要：法令上の要求事項	p.3
1-3.	審査結果：特重施設を構成する設備の設計及び体制	p.4 ~ 6
1-4.	審査結果：大型航空機の衝突による影響評価	p.7 ~ 8
1-5.	審査結果：外部支援が受けられるまでの間、 使用できる設計	p. 9
1-6.	審査結果：格納容器破損防止対策の有効性の確認	p.10
1-7.	審査結果：その他考慮する主な事項	p.11
2-1.	DB及びSAの変更と第3電源の設置に係る審査の経緯	p.12
2-2.	審査結果：第3電源の設置	p.13 ~ 14
2-3.	審査結果：DB及びSAの変更	p.15 ~ 16

1-1. 特重施設の設置に係る審査の経緯

<新規制基準施行（H25.7.8）>

- 新規制基準において、信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という）等を設けることを要求
- 特重施設等については新規制基準の施行日から5年間の経過措置を規定

<設置許可基準規則※¹の一部改正（H31.1.12）>

- 経過措置規定の起算点を、新規制基準の施行日から、新規制基準に適合するための本体施設等※²に係る工事計画認可の日（東海第二発電所：H30.10.18）に変更

<設置変更許可申請書の受理（R1.9.24）>

- 日本原子力発電から、東二特重施設に関する設置変更補正を受理（R2.11.16 補正、R3.2.19 再補正、R3.10.15 再々補正、R3.11.19 最終補正）

<審査会合等の実施>

- R1.10.29から審査会合を計33回開催（書面審査2回を含む）
- 原子力規制委員会 臨時会議を7回実施

※¹ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

※² 特重施設等以外の施設及び設備

1-2. 特重施設の概要：法令上の要求事項

第2条※1：特定重大事故等対処施設の定義

- 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものをいう。

第42条：特定重大事故等対処施設

工場等には、次に掲げるところにより、特重施設を設けなければならない。

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。
- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであること。

技術的能力2.2 ※2：特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備

- 発電用原子炉設置者において、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

※1：本頁以後、条番号については、断りのない限り設置許可基準規則のものとする。

※2：実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準 2.2

1-3. 審査結果：特重施設を構成する設備の設計及び体制（1 / 3）

要求事項

- 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであるとともに、特重施設の機能を維持するための体制が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていることを要求。
(第42条第2号関係、技術的能力2.2)



確認結果

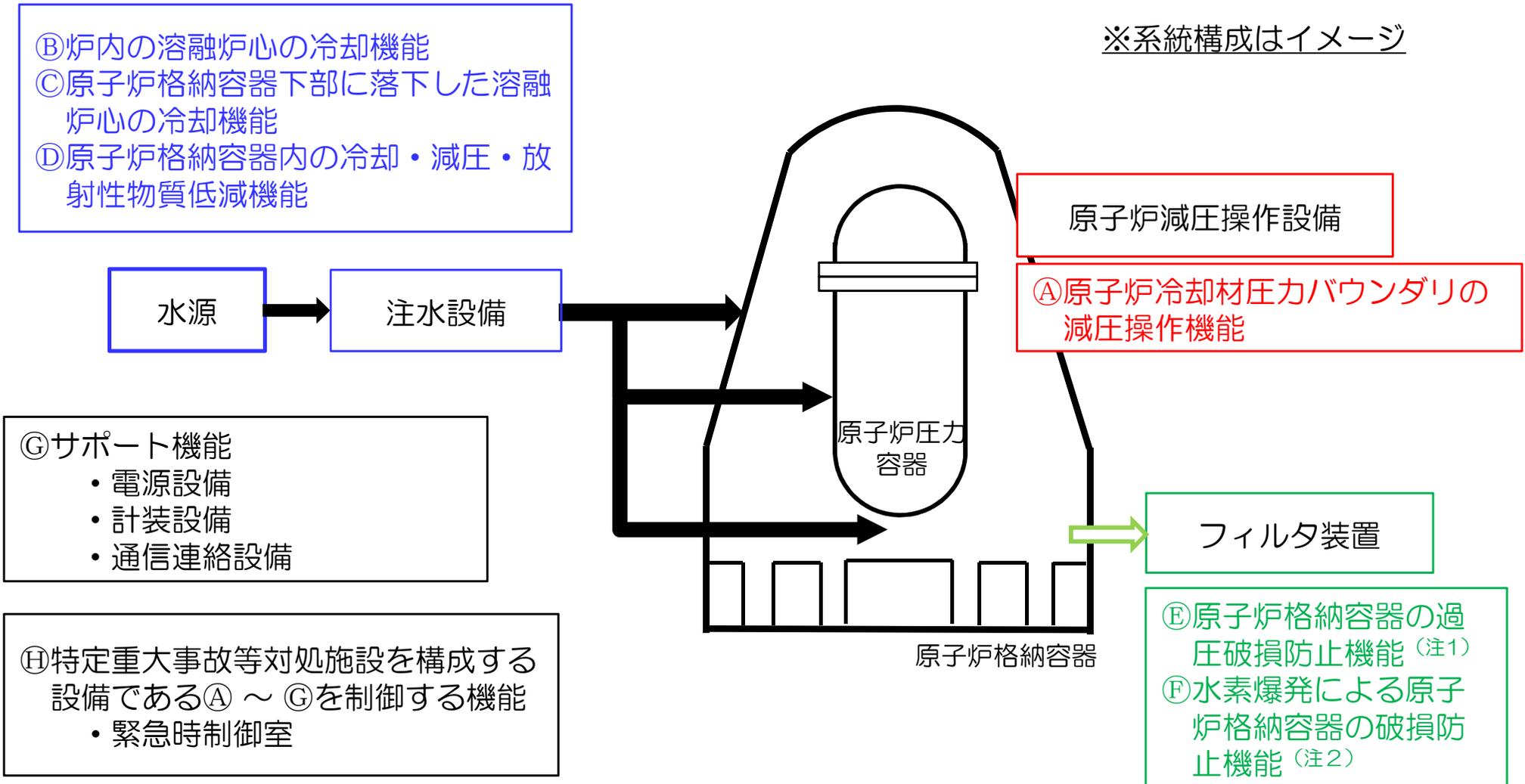
- 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備に係る設計方針について、以下の①から⑧の機能を有する設備及び緊急時制御室を設置するなどとしていることから第42条第2号に適合するものと判断した。
- 当該機能を維持するための必要な操作に係る体制、手順等を整備する方針が技術的能力基準2.2に適合するものと判断した。

- ①原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能（原子炉減圧操作設備）
- ②原子炉内の溶融炉心の冷却機能（低圧注水設備）
- ③原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能（原子炉格納容器下部への注水設備）
- ④原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能（格納容器スプレイへの注水設備）
- ⑤原子炉格納容器の過圧破損防止機能（フィルタ装置^(注)及び循環冷却設備）
- ⑥水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能（フィルタ装置^(注)及び新設ベント（フィルタなし）
- ⑦サポート機能（電源設備、計装設備、通信連絡設備）
- ⑧上記設備の関連機能（減圧弁、配管等）

(注) 東海第二では、フィルタ装置を重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設の兼用設備とする。

1-3. 審査結果：特重施設を構成する設備の設計及び体制（2/3）

※系統構成はイメージ



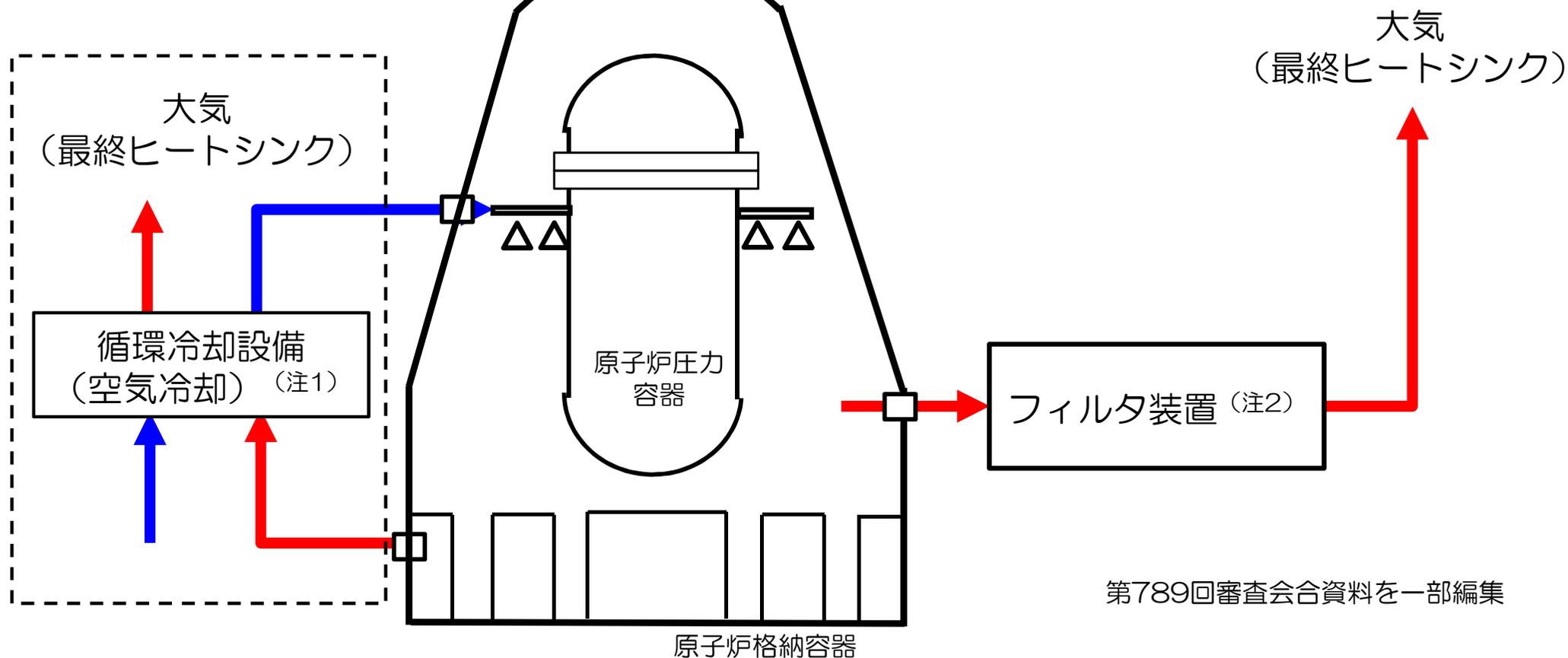
(注1) ⑦原子炉格納容器の過圧破損防止機能については、フィルタ装置に加えて、特重施設専用として、新たに「循環冷却設備（空気冷却）」を設置するとしている。 ※次頁参照

(注2) ⑧水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能については、フィルタ装置に加えて、特重施設専用として、新たに「新設バント（フィルタなし）設備」を設置するとしている。

1-3. 審査結果：特重施設を構成する設備の設計及び体制（3/3）

東海第二の原子炉格納容器の過圧破損防止機能

※系統構成はイメージ



第789回審査会合資料を一部編集

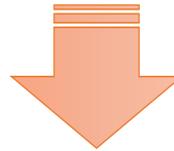
(注1) 原子炉格納容器の過圧破損防止機能については、フィルタ装置に加えて、特重施設専用として、新たに「循環冷却設備（空気冷却）」を設置するとしている。

(注2) 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能については、フィルタ装置に加えて、特重施設専用として、新たに「新設バント（フィルタなし）設備」を設置するとしている。

1-4. 審査結果：大型航空機の衝突による影響評価（1/2）

要求事項

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであることを要求。（第42条第1号関係）



確認結果

- 原子炉建屋※¹及び特重施設が同時に破損することを防ぐために必要な離隔距離（例えば100m以上）を確保していることを確認した。
- 故意による大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納されていることを確認した。
- 設計に必要なとなる想定する重大事故等については、様々な想定事象を含む厳しい事象である大型航空機の衝突で代表するものとし、特重施設審査ガイド※²及び航空機衝突影響評価ガイド※³を参照し、以下の項目が適切になされていることを確認した。

1. 大型航空機の設定
2. 衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価※⁴の対象範囲の設定
3. 特重施設の大航空機衝突影響評価を踏まえた設計方針

※1 原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟。設置許可基準規則第42条の「原子炉建屋」に相当。

※2 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド

※3 実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド

※4 航空機衝突影響評価ガイドにおける、大型航空機衝突時の構造評価及び機能評価を示す。

1-4. 審査結果：大型航空機の衝突による影響評価（2/2）

1. 大型航空機の特性の設定

- 特重施設審査ガイドを参照し、衝突を想定する航空機の機種、進入経路、進入速度、航空機の燃料積載量を確認した。

2. 衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲の設定

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突に対して特重施設が同時又は連続的に破損することを防ぐために有効な手段として考えられる、地下埋設、分散配置の考え方等を利用していることを確認した。

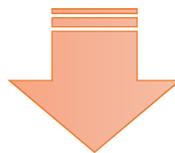
3. 特重施設の大型航空機衝突影響評価を踏まえた設計方針

- 大型航空機衝突により、評価対象となる範囲（建屋、設備等）の機能が喪失しないよう設計することを確認した。

1-5. 審査結果：外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計

要求事項

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであることを要求。具体的に、少なくとも7日間、必要な設備が機能するに十分な量の容量を有するよう設計を行うことを要求。（第42条第3号関係）



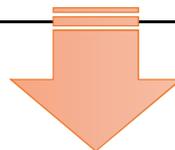
確認結果

- 特重施設審査ガイドを参照し、特重施設内に貯蔵する燃料等は、特重施設の機能を維持するために必要な量（少なくとも7日間分）を確保する設計することを確認した。

1-6. 審査結果：格納容器破損防止対策の有効性の確認

要求事項

- 原子炉建屋への大型航空機の衝突等により想定される重大事故等に対処するために必要な機能及び特重施設の機能を維持するために必要な体制により、原子炉格納容器の破損を防止する対策に有効性があることを確認すること。



確認結果

- 原子炉建屋への大型航空機の衝突等によるプラント状態を想定した上で、原子炉格納容器の破損を防止する観点から厳しいシーケンスを選定し、これに対して原子炉格納容器の破損及び放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止する対策に有効性があることを確認した。
- 対策の有効性を確認するにあたっては、以下の評価項目を概ね満足することを確認した。
- 原子炉格納容器過圧破損防止設備等により、原子炉格納容器から環境に放出されるCs-137放出量は7日間で約 2.4×10^{-2} TBqであり、100TBqを下回ることを確認した。

評価項目

- ✓ 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限界圧力を下回ること（可燃性ガスの蓄積、燃焼が生じた場合も含む）。
- ✓ 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限界温度を下回ること。
- ✓ 放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであること（Cs-137の放出量が100 TBqを下回っていること）。
- ✓ 原子炉圧力容器の破損までに原子炉冷却材圧力は2.0 MPa以下に低減されていること。
- ✓ 急速な原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用による熱的・機械的荷重によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失しないこと。
- ✓ 原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること。
- ✓ 溶融炉心による侵食によって、原子炉格納容器の構造部材の支持機能が喪失しないこと及び溶融炉心が適切に冷却されること。

1-7. 審査結果：その他考慮する主な事項

特重施設は重大事故等対処施設であるため、以下の設置許可基準を満足することを要求。

◎第38条：特重施設の地盤

- 特重施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設置すること、基準地震動に対して十分支持することができる地盤に設置すること。

◎第39条：地震による損傷の防止 第40条：津波による損傷の防止

- 基準地震動及び基準津波に対し、既許可と同様の設計方針に加え、特重施設に対する要求事項として、基準地震動を一定程度超える地震動及び基準津波を一定程度超える津波に対して、多様性などの対策を講じることにより頑健性を高めること。

◎第41条：火災による損傷の防止

- 特重施設に対して、火災の発生を防止することができ、かつ、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

◎第43条：重大事故等対処設備

- 特重施設は、温度、放射線、荷重その他の使用条件において、必要な機能を有効に発揮すること、発電所内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

以上、事業者の申請内容が、各要求事項を満足していることを確認した。

2-1. DB及びSAの変更と第3電源の設置に係る審査の経緯

経緯

- 日本原子力発電株式会社より、東海第二発電所に関して、（1）特定重大事故等対処施設、及び（2）所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「第3電源」という。）の設置に伴う設置変更許可申請※を受理。

※2020年11月16日、2021年2月19日、2021年10月15日及び2021年11月19日に補正申請

- 特定重大事故等対処施設の設計方針変更に伴い、2020年11月16日の補正申請以降、（3）設計基準対象施設（DB）及び重大事故等対処施設（SA）の変更（以下、DB及びSAの変更という）が申請内容に追加された。
- これまで、（2）第3電源の設置及び（3）DB及びSAの変更について、審査を実施。



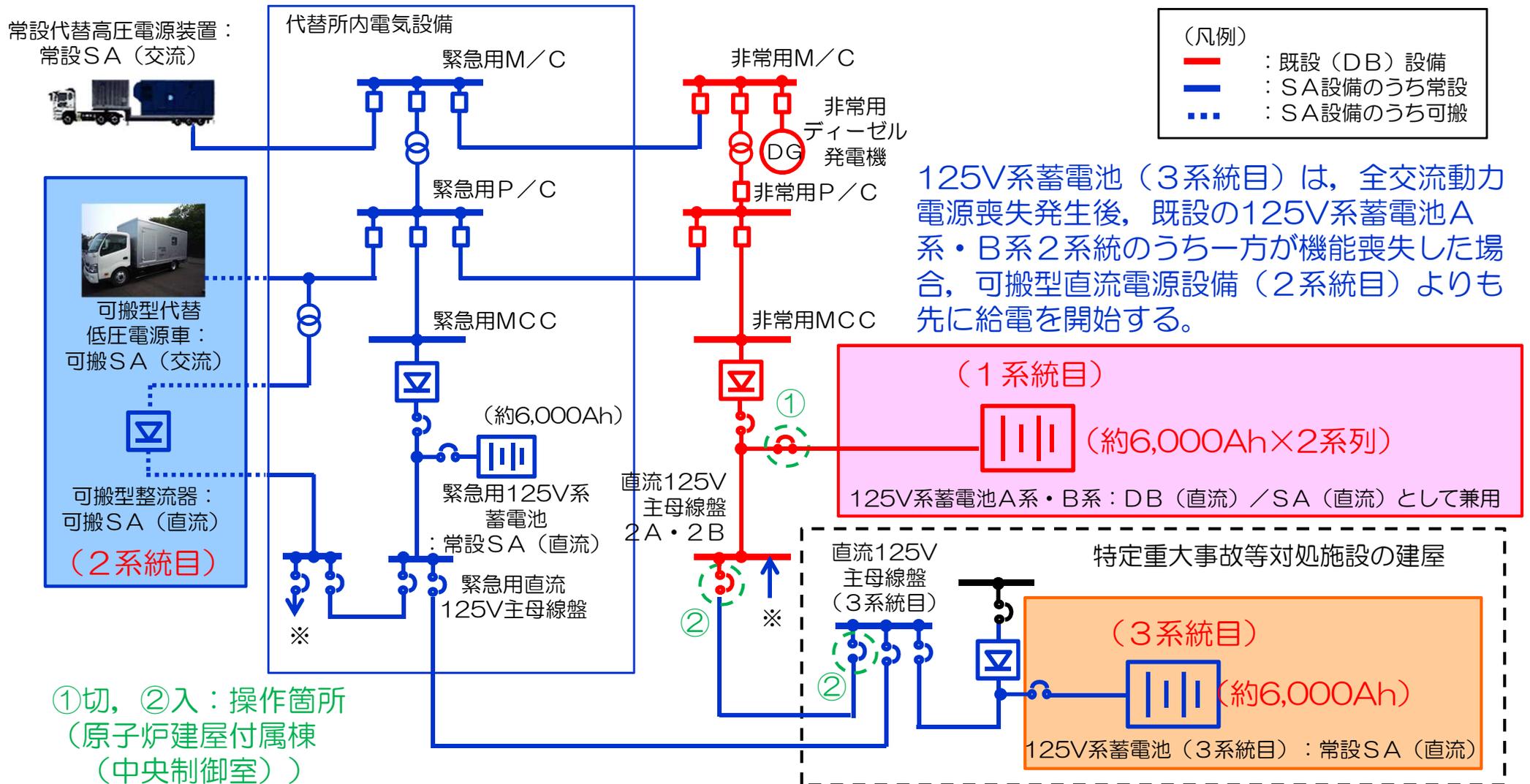
変更内容

- ① 第3電源の設置
- ② 格納容器圧力逃がし装置は、重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設において、兼用とすることから系統構成及び配置を変更。
- ③ 当該変更に伴い設計基準対象施設・重大事故等対処施設の設備及び施設配置を一部変更。
- ④ 耐圧強化ベントは、同様の機能※を有する特重施設の設置をもって廃止。

※同様の機能：炉心が損傷していない場合に最終ヒートシンクへ熱を輸送する。

2-2. 審査結果：第3電源の設置（変更内容①）（1/2）

- 設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、3系統目の所内常設蓄電式直流電源設備として、特定重大事故等対処施設の建屋に、新たに蓄電池（3系統目）を設置する。



125V系蓄電池（3系統目）は、全交流動力電源喪失発生後、既設の125V系蓄電池A系・B系2系統のうち一方が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備（2系統目）よりも先に給電を開始する。

2-2. 審査結果：第3電源の設置（変更内容①）（2/2）

◎第41条：火災による損傷の防止

- 火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものとすることを確認した。

◎第43条：重大事故等対処設備

- 設置する建屋の環境条件を考慮する等の設計方針とすることを確認した。

◎第57条第2項及び重大事故等防止技術的能力基準1.14項関係 （電源設備及び電源の確保に関する手順等）

- 直流電源設備（1系統目及び2系統目）に対して独立した電路で接続する、24時間の電力の供給が可能※とする等の設計方針とすることを確認した。
- 当該設備を用いた必要な電力を供給するための手順が適切に整備される方針とすることを確認した。
※負荷の切離しを行わずに8時間、必要な負荷以外を切離して計24時間の電力の供給が可能な設計

◎第40条：津波による損傷の防止

- 特定重大事故等対処施設の建屋に設置し、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計方針とすることを確認した。

◎第38条：重大事故等対処施設の地盤

◎第39条：地震による損傷の防止

- 設計方針については既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

以上、事業者の申請内容が、各要求事項を満足していることを確認した。

2-3. 審査結果：DBとSAの変更（変更内容②～④）（1/2）

◎第5条/40条：津波による損傷防止

- 設計基準対象施設・重大事故等対処施設の建屋及び区画並びに浸水防止設備の変更はあるが、津波による損傷の防止に係る方針に変更はないことを確認した（変更内容③）。

◎第43条：重大事故等対処設備

- 変更内容②～④による設計方針の変更はないことを確認した。

◎第48条：最終ヒートシンクへの熱輸送設備

- 耐圧強化ベントを廃止しても、同様の機能※を有する格納容器圧力逃がし装置があるため、本条文の基準に適合することに変わりはないことを確認した（変更内容④）。

※同様の機能：炉心が損傷していない場合に最終ヒートシンクへ熱を輸送する。

◎第50条：原子炉格納容器の過圧破損防止設備

- 格納容器圧力逃がし装置の兼用化に伴い系統構成及び配置が変更となるが、当該装置の性能に変更はない。（変更内容②）

◎第58条：計装設備

- フィルタ装置出口放射線モニタの設置場所を自然現象の影響を受けない屋内に変更。（変更内容②）

2-3. 審査結果：DBとSAの変更（変更内容②～④）（2/2）

◎重大事故等防止技術的能力基準1.4～1, 9, 1.11～1.15項関係

変更内容②及び③による手順等の変更は、下記のとおりであり、重大事故等防止技術的能力基準の要求事項への適合性に影響はないことを確認した。

- 格納容器圧力逃がし装置の系統構成及び配置の変更に伴うアクセスルートの一部変更（変更内容②）
- 当該装置の操作準備作業に係る判断基準となるサプレッション・プール水位指示値を通常水位+5.5mから、+5.0mに変更（変更内容②）。
- スクラビング水を移送する要員として重大事故等対応要員2名の追加（変更内容②、③）。
- 水源からの送水、電源の供給作業等に関して、原子炉建屋への接続手順の変更（変更内容③）。

◎第37条：有効性評価

- 格納容器圧力逃がし装置の系統構成及び配置の変更後も、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の評価項目を満足することに変更はないことを確認した（変更内容②）。

以上、事業者の申請内容が、各要求事項を満足していることを確認した。